【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成20年11月25日

【四半期会計期間】 第99期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30

日)

【会社名】 株式会社西日本シティ銀行

【英訳名】 THE NISHI-NIPPON CITY BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 勇 夫

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

【電話番号】 092(476)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 石田保之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

株式会社西日本シティ銀行 東京本部 東京事務所

【電話番号】 03(3563)3330

【事務連絡者氏名】 東京本部 東京事務所長 泉 和 文

【縦覧に供する場所】 株式会社西日本シティ銀行 大分支店

(大分市府内町三丁目1番7号)

株式会社西日本シティ銀行 東京支店

(東京都中央区京橋一丁目11番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	90,646	92,513	90,209	179,790	180,914
うち連結信託報酬	百万円	5	5	5	10	10
連結経常利益	百万円	25,212	19,131	8,282	46,820	31,172
連結中間純利益	百万円	14,632	6,831	7,632		
連結当期純利益	百万円				25,330	14,316
連結純資産額	百万円	309,760	309,704	287,013	320,738	299,538
連結総資産額	百万円	6,915,128	6,967,011	7,068,919	6,952,905	6,980,635
1株当たり純資産額	円	295.26	312.91	284.37	320.14	299.81
1株当たり中間純利益 金額	円	18.99	8.58	9.59		
1株当たり当期純利益 金額	円				31.81	17.46
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	16.53	7.91	8.62		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円				29.30	16.58
自己資本比率	%	3.90	4.07	3.69	4.17	3.92
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.33	9.30	9.04	9.30	9.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	97,219	63,963	104,780	95,098	17,823
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,661	28,264	95,061	67,760	68,276
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	53,539	16,116	6,954	39,806	16,497
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	256,116	254,209	170,421	234,630	167,654
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,220 [2,034]	4,872 [1,943]	4,842 [2,003]	4,805 [2,007]	4,694 [1,943]
信託財産額	百万円	1,689	1,696	1,699	1,697	1,703

⁽注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

^{2 1}株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり 情報」に記載しております。

³ 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。 なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第97期中	第98期中	第99期中	第97期	第98期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	82,821	84,888	82,741	163,728	165,662
うち信託報酬	百万円	5	5	5	10	10
経常利益	百万円	23,409	18,486	2,571	43,134	31,502
中間純利益	百万円	11,477	10,292	2,290		
当期純利益	百万円				22,877	19,361
資本金	百万円	85,745	85,745	85,745	85,745	85,745
発行済株式総数	千株	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000
純資産額	百万円	266,513	284,937	260,639	287,519	277,346
総資産額	百万円	6,559,522	6,626,925	6,743,973	6,614,316	6,651,546
預金残高	百万円	5,628,216	5,770,299	5,887,481	5,699,101	5,833,267
貸出金残高	百万円	4,480,743	4,556,969	4,708,626	4,551,029	4,677,165
有価証券残高	百万円	1,478,988	1,527,841	1,588,554	1,517,802	1,529,225
1 株当たり配当額	巴				普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
自己資本比率	%	4.06	4.30	3.86	4.35	4.17
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.96	9.27	9.04	9.25	9.23
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,109 [1,564]	3,939 [1,509]	3,830 [1,561]	3,870 [1,547]	3,780 [1,514]
信託財産額	百万円	1,689	1,696	1,699	1,697	1,703
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。 なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
 - 4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社とシティ・ターンアラウンド・サポート株式会社が、西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社を存続会社として合併し、商号をNCBターンアラウンド株式会社へ変更いたしました。

また、九州債権回収株式会社を株式の取得により当第2四半期連結会計期間より連結子会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社

同社は連結子会社である西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社と合併し消滅会社となりました。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

		資本金		議決権の 所有(又		当行	テとの関係!	内容	
名称	住所	又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	がら は被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
九州債権回収 株式会社	福岡市博多区	500	(その他の業務) 債権管理回 収業	64.5 (14.5)	(4) 10		金銭貸借取引	提出会社 の建物の 一部賃貸	

- (注) 1 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 - 2 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	<u> </u>
従業員数(人)	4,842
作業貝数(人)	[2,003]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,384人を含んでおりません。
 - 2 当行は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員12名は従業員数に含めて記載しております。
 - 3 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

	<u> </u>
従業員数(人)	3,830 [1,561]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,772人を含んでおりません。
 - 2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員12名は従業員数に含めて記載しております。
 - 3 臨時従業員数は、「1内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発する世界経済の減速や、原油・原材料価格の高騰、消費マインドの悪化等により、平成14年第1四半期から始まった景気回復が途切れ景気停滞局面に入りました。

金融界におきましては、ゆうちょ銀行の業容拡大の動きや大手行等のリテールマーケット分野への積極展開等、競争環境は激しさを増しております。また、地域金融機関につきましては、その金融機能を十全に発揮し、中小企業金融の円滑化や預金者などの利用者の安心と利便性の向上に寄与することが求められております。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、当第2四半期連結会計期間の業績は次のようになりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、定期性預金を中心に積極的な預金吸収に努めた結果、前連結会計年度末比918億円増加し6兆2,603億円となりました。貸出金は、不良債権の売却・償却によるオフバランス化を進める一方、お客さまの様々な資金ニースにお応えした結果、前連結会計年度末比210億円増加し4兆9,323億円となりました。

第2四半期連結会計期間の損益状況につきましては、経常収益が454億78百万円となる一方、経常費用については取引先企業の業績悪化に伴う与信コストの増加や、市況の悪化に伴う保有株式の減損処理費用の増加等により、473億57百万円となりました。この結果18億78百万円の経常損失となりましたが、法人税等調整額の減少により、16億23百万円の四半期純利益となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は9.04%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

銀行業務

当行及び株式会社長崎銀行で構成される銀行業務における経常収益は436億95百万円となる一方、経常費用は信用コストの増加や保有株式の減損により518億89百万円となりました。この結果、81億93百万円の経常損失となりました。

その他の業務

その他の業務における経常収益は43億45百万円となる一方、経常費用は45億41百万円となりました。この結果、1億95百万円の経常損失となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門280億10百万円、国際業務部門は8億15百万円、合計で288億25百万円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門53億57百万円、国際業務部門50百万円、合計で54億7百万円となりました。

その他業務収支は、債券に係る投資損失引当金繰入を主因に 18億48百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
貝並建州収入	当第2四半期連結会計期間	28,010	815		28,825
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
プラ貝並建用収益	当第2四半期連結会計期間	33,888	2,012	249	35,651
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
プラ貝並嗣廷貝用	当第2四半期連結会計期間	5,878	1,196	249	6,825
信託報酬	前第2四半期連結会計期間				
1百亩七节风度	当第2四半期連結会計期間	0			0
犯数照引学 原士	前第2四半期連結会計期間				
役務取引等収支 	当第2四半期連結会計期間	5,357	50		5,407
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間				
収益	当第2四半期連結会計期間	7,692	75		7,767
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間				
費用	当第2四半期連結会計期間	2,334	25		2,360
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間				
特定取引収文	当第2四半期連結会計期間	24			24
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間				
フラ村定収引収益	当第2四半期連結会計期間	24			24
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
フタ村正収51頁用	当第2四半期連結会計期間				
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
この世未伤以又	当第2四半期連結会計期間	1,884	36		1,848
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間				
収益	当第2四半期連結会計期間	1,170	302		1,473
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間				
費用	当第2四半期連結会計期間	3,055	266		3,321

⁽注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

- 2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間7百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門76億92百万円、国際業務部門75百万円、合計で77億67百万円となりました。

また、役務取引等費用は国内業務部門23億34百万円、国際業務部門25百万円、合計で23億60百万円 となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
作里天只	知 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
小双阳 司签III 共	前第2四半期連結会計期間			
役務取引等収益 	当第2四半期連結会計期間	7,692	75	7,767
二十四人 代山兴功	前第2四半期連結会計期間			
うち預金・貸出業務	当第2四半期連結会計期間	2,591		2,591
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間			
りり付替業務	当第2四半期連結会計期間	2,441	64	2,505
ンナ/≐11問:本 光 双	前第2四半期連結会計期間			
うち信託関連業務 	当第2四半期連結会計期間	3		3
ことさが思うませる	前第2四半期連結会計期間			
うち証券関連業務 	当第2四半期連結会計期間	1,046		1,046
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間			
りられ理業務	当第2四半期連結会計期間	902		902
うち保護預り・	前第2四半期連結会計期間			
貸金庫業務	当第2四半期連結会計期間	71		71
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間			
プラ体証未効	当第2四半期連結会計期間	392	11	403
少数取引竿弗田	前第2四半期連結会計期間			
役務取引等費用 	当第2四半期連結会計期間	2,334	25	2,360
こ ナ 英	前第2四半期連結会計期間			
うち為替業務	当第2四半期連結会計期間	480	8	488

⁽注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引損益は、24百万円の利益となりました。

1	#0.01	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
#±========	前第2四半期連結会計期間			
特定取引収益 	当第2四半期連結会計期間	24		24
5.七辛口左伊江光四分	前第2四半期連結会計期間			
うち商品有価証券収益 	当第2四半期連結会計期間	19		19
うち特定取引	前第2四半期連結会計期間			
有価証券収益	当第2四半期連結会計期間			
うち特定金融	前第2四半期連結会計期間			
派生商品収益	当第2四半期連結会計期間			
うちその他の	前第2四半期連結会計期間			
特定取引収益	当第2四半期連結会計期間	4		4
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間			
行处以5 真用	当第2四半期連結会計期間			
3.七辛口左便过光弗田 3.七辛口左便过光弗田	前第2四半期連結会計期間			
うち商品有価証券費用 	当第2四半期連結会計期間			
うち特定取引	前第2四半期連結会計期間			
有価証券費用	当第2四半期連結会計期間			
うち特定金融	前第2四半期連結会計期間			
派生商品費用	当第2四半期連結会計期間			
うちその他の	前第2四半期連結会計期間			
特定取引費用	当第2四半期連結会計期間			

⁽注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
作里	知別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年 9 月30日	6,022,151	5,380	6,027,531
『貝並 白 司	平成20年 9 月30日	6,134,293	11,836	6,146,129
うち流動性預金	平成19年 9 月30日	3,040,967		3,040,967
プラ派野洋頂並	平成20年 9 月30日	2,972,866		2,972,866
2.七中即从死人	平成19年 9 月30日	2,910,322		2,910,322
うち定期性預金	平成20年 9 月30日	3,045,179		3,045,179
うたるの他	平成19年 9 月30日	70,862	5,380	76,242
うちその他	平成20年 9 月30日	116,248	11,836	128,084
 	平成19年 9 月30日	156,375		156,375
譲渡性預金 	平成20年 9 月30日	114,180		114,180
₩△≒↓	平成19年 9 月30日	6,178,527	5,380	6,183,907
総合計	平成20年 9 月30日	6,248,473	11,836	6,260,310

⁽注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

² 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

光 1壬 ロI	平成19年 9 月	130日	平成20年 9 月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,792,469	100.00	4,932,352	100.00	
製造業	303,183	6.33	313,282	6.35	
農業	2,904	0.06	2,920	0.06	
林業	190	0.00	177	0.00	
漁業	2,647	0.05	2,432	0.05	
鉱業	5,235	0.11	4,791	0.10	
建設業	284,092	5.93	275,999	5.60	
電気・ガス・熱供給・水道業	46,355	0.97	47,368	0.96	
情報通信業	20,888	0.43	25,974	0.53	
運輸業	134,537	2.81	137,293	2.78	
卸売・小売業	576,148	12.02	601,134	12.19	
金融・保険業	148,973	3.11	139,602	2.83	
不動産業	976,146	20.37	1,022,236	20.72	
各種サービス業	781,569	16.31	746,474	15.13	
地方公共団体	160,423	3.35	231,246	4.69	
その他	1,349,174	28.15	1,381,418	28.01	
海外及び特別国際金融取引勘定分					
政府等					
金融機関					
その他					
合計	4,792,469		4,932,352		

⁽注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

^{2 「}海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は 提出会社1社です。

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産								
科目	前中間連結会 (平成19年9		当中間連結会 (平成20年 9		前連結会計年度 (平成20年3月31日)			
1111	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
有形固定資産	1,539	90.73	1,539	90.54	1,539	90.33		
銀行勘定貸	4	0.28	5	0.32	5	0.33		
現金預け金	152	8.99	155	9.14	159	9.34		
合計	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00		

負債								
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)			
110	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
包括信託	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00		
合計	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00		

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 百万円、当中間連結会計期間末 百万円、前連結会計年度 百万円。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計 年度の取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を主因に、第1四半期連結会計期間末比112億円増加し1,704億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等市場性資金の調達の増加を主因に、913億円の収入超過となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした新規 投資が売却・償還を上回ったことにより、796億円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への配当金支払等により、5億円の支出超過となりました。

(3) 事業上及び財産上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	61,782	59,167	2,615
うち信託報酬	5	5	0
経費(除く臨時処理分)	36,912	36,888	24
人件費	16,394	16,052	341
物件費	18,272	18,690	417
税金	2,246	2,145	100
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	24,869	22,279	2,590
一般貸倒引当金繰入額	1,247	3,748	4,996
業務純益	26,116	18,530	7,586
うち債券関係損益	132	609	741
臨時損益	7,629	15,958	8,329
株式関係損益	572	6,914	7,486
不良債権処理損失	6,046	8,658	2,612
貸出金償却	2,832	7,709	4,876
個別貸倒引当金純繰入額	3,207	663	2,544
その他の債権売却損等	6	285	279
その他臨時損益	2,155	386	1,769
経常利益	18,486	2,571	15,915
特別損益	249	219	29
うち固定資産処分損益	351	432	80
税引前中間純利益	18,237	2,351	15,885
法人税、住民税及び事業税	49	52	2
法人税等調整額	7,895	8	7,886
中間純利益	10,292	2,290	8,001

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+信託報酬+役務取引等収支+特定取引収支 +その他業務収支
 - 2 業務純益 = 業務粗利益 経費(除く臨時処理分) 一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が 臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債 等債券償却
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.07	2.04	0.03
(イ)貸出金利回	2.42	2.36	0.06
(口)有価証券利回	1.16	1.17	0.01
(2) 資金調達原価	1.51	1.53	0.02
(イ)預金等利回	0.26	0.32	0.06
(口)外部負債利回	1.50	0.79	0.71
(3) 総資金利鞘 -	0.56	0.51	0.05

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	19.74	18.99	0.75
業務純益ベース	20.73	15.79	4.94
中間純利益ベース	8.17	1.95	6.22

 (注)
 ROE = (業務純益(又は中間純利益) - 優先株式配当金総額) × 365 ÷ 183

 ((期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 × 発行価格) + (中間期末純資産額 - 中間期末発行済優先株式数 × 発行価格)) ÷ 2

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間	当中間会計期間	増減(百万円)
	(百万円)(A)	(百万円)(B)	(B)-(A)
預金(末残)	5,770,299	5,887,481	117,182
預金(平残)	5,694,899	5,817,673	122,773
貸出金(末残)	4,556,969	4,708,626	151,657
貸出金(平残)	4,489,086	4,624,483	135,397

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	4,141,330	4,299,728	158,398
法人	1,628,968	1,587,753	41,215
合計	5,770,299	5,887,481	117,182

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	1,677,327	1,757,670	80,342
住宅ローン残高	1,547,447	1,636,696	89,249

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

┃ その他ローン残高 8,906
--

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高		百万円	3,868,081	3,897,665	29,584
総貸出金残高		百万円	4,556,969	4,708,626	151,657
中小企業等貸出金比率	/	%	84.88	82.77	2.11
中小企業等貸出先件数		件	405,275	387,126	18,149
総貸出先件数		件	405,814	387,680	18,134
中小企業等貸出先件数比率	/	%	99.86	99.85	0.01

- (注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
个里 天只	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	423	2,580	307	2,354
保証	11,114	75,147	9,777	67,398
計	11,537	77,727	10,084	69,753



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日	
	·只口		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本剰余金		90,301	90,301
	利益剰余金		63,182	75,114
	自己株式()		587	614
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額()			
	その他有価証券の評価差損()			18,321
+++++	為替換算調整勘定		0	0
基本的項目 (Tier 1)	新株予約権			
,	連結子法人等の少数株主持分		25,611	26,093
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		17,000	17,000
	営業権相当額()			
	のれん相当額()		570	23
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額()			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()		3,687	3,280
	計	(A)	259,995	255,015
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		17,000	17,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		23,342	23,022
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金		44,261	48,630
	負債性資本調達手段等		102,500	102,500
	うち永久劣後債務(注2)		15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注		87,500	87,500
	3) 計		170,104	174,153
		(B)	153,343	153,473
	控除項目(注 4)	(C)	4,124	4,173
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	409,213	404,315

	項目		平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日
· 現日		金額(百万円)	金額(百万円)	
資産(オン・バランス)項目			4,032,403	4,116,510
	オフ・バランス取引等項目		80,013	81,958
リスク・		(E)	4,112,417	4,198,468
アセット等 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)		(F)	287,610	273,645
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	23,008	21,891
計(E)+(F)		(H)	4,400,027	4,472,114
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.30	9.04	
(参考)Tier 1 比率	= A / H × 100(%)		5.90	5.70

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

			平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本準備金		85,684	85,684
	その他資本剰余金			
	利益準備金		61	61
	その他利益剰余金		70,226	78,439
	その他		16,999	16,999
	自己株式()		587	614
# 4 44 45 77	自己株式申込証拠金			
│ 基本的項目 │ (Tier 1)	社外流出予定額()			
,	その他有価証券の評価差損()			16,998
	新株予約権			
	営業権相当額()			
	のれん相当額()			
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額()			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額		2.452	0.044
	()		3,153	2,811
	計	(A)	254,977	246,506
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1)		17,000	17,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		23,096	22,776
	一般貸倒引当金		30,027	35,487
	負債性資本調達手段等		102,500	102,500
 補完的項目	うち永久劣後債務(注 2)		15,000	15,000
(Tier 2)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注 3)		87,500	87,500
	計		155,624	160,763
	うち自己資本への算入額	(B)	151,923	152,099
 控除項目	控除項目(注4)	(C)	16,091	10,540
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	390,809	388,065
	資産(オン・バランス)項目	(5)	3,881,654	3,970,046
	オフ・バランス取引等項目		78,154	80,172
	信用リスク・アセットの額	(E)	3,959,809	4,050,218
リスク・ アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	252,492	241,433
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	20,199	19,314
	計(E)+(F)	(H)	4,212,301	4,291,651
単体自己資本比率	区(国内基準) = D/H×100(%)		9.27	9.04
	E = A / H × 100(%)		6.05	5.74

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

()連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目 に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りでありま す。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めなし(永久) ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先 出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監 督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行 われる。
発行総額	170億円(一口当り発行価額1,000万円)
払込日	平成19年 6 月27日
配当	当初10年間は固定配当(但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。)
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 () 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 (注 1)を交付した場合 () 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当 行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 () 当該配当支払日が清算期間(注 2)中に到来する場合 () 当該配当支払日が監督期間(注 3)中に到来する場合 () 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指 示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配 当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該事業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。(但し、中間配当については考慮しない。)
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 () 発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当(中間配当(もしあれば)を除く。)の金額 (b) 同順位証券についてかかる事業年度未以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 () 発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は 当該事業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し 全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制 限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権 残余財産分配優先権	一口当り1,000万円

(注) 1 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x)当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は(y)金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。)に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、()金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書、又は()同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに 掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日	
慢性の区力	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	317	326	
危険債権	921	1,015	
要管理債権	674	645	
正常債権	44,714	46,020	

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		渡辺通支店	福岡市	店舗(建替)	527	2,055	平成20年 9 月

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の変更

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	(百)	定金額 万円) 既支払額	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
		大野東支店	大野城市	 改築	店舗	93		自己資金	20年 9 月	21年3月
1			7 (23 -75) 15		/H HID				20 3 / 3	2. 1 3 / 3
 当行		福岡流通 センター支店	福岡市	改築	店舗	95		自己資金	20年10月	20年12月
=11		折尾支店	北九州市	建替	店舗	404		自己資金	21年 2 月	21年9月
		新宮支店	福岡県 糟屋郡	建替	店舗	597		自己資金	21年3月	21年10月

⁽注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	1,500,000,000	
優先株式	300,000,000	
計	1,800,000,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	796,732,552	同 左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注) 1
第一回優先株式	35,000,000	同 左		(注) 2
計	831,732,552	同 左		

- (注) 1 当行の発行している普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当行 における標準となる株式であります。
 - 2 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 優先配当金

優先配当金

期末配当を行う時は、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき12円の金銭による剰余金の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先質権者に対して配当する金銭の剰余金の額が優 先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または本優先質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき6円の金銭による剰余金の配当を行う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

本優先株主または本優先質権者に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。

(5) 本優先株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 また本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 本優先株式の取得

いつでも法令の定めるところに従って本優先株主との合意により本優先株式を有償で取得することが

でき、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。

(7) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成19年1月31日から平成24年3月31日までとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

イ 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。

本優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の払込金額相当額総額

普通株式数 = 一度元标工方式符号

取得価額

口 取得価額

1株につき390円20銭。

八 取得価額の修正

取得価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)に、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。「取得価額修正日現在の時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記二に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は二に準じて調整される。

二 取得価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

新規交付する普通株式数×1株当たり払込金

既発行普通株式数+額

調整後 = 調整前 取得価額 = 取得価額 × - 1株当たり時価

既発行普通株式数 + 新規交付する普通株式数

取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五 入する。

- (a) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 調整後取得価額は、払込日の翌日または受渡期日以降、または募集のための基準日がある 場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (b) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降にこれを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

(c) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株引受権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その払込日の翌日以降またはその基準日の翌日以降にこれを適用する。

(d) 当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、当該価額決定日の終わりに、または募集のための基準日がある場合は その日の終わりに、残存するすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株予 約権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日

以降またはその基準日の翌日以降に、これを適用する。

- (ロ) 上記二(イ)に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本金の額の減少または普通株式の併合により取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に適当と判断する取得価額に変更される。
- (八) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記二(イ)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値がない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記二(イ)または(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記二(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (二) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその基準日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式を除く)とする。
- (ホ) 取得価額調整式に使用する 1 株当たりの払込金額とは、(A)上記二(イ)(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記二(イ)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は 0 円、(C)上記二(イ)(c)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または上記二(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1 株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第 2 位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。

(8) 一斉取得

平成24年3月31日までに優先株式の取得請求がなかった本優先株式については、平成24年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全部を取得する。当行は、当該取得と引換えに、本優先株式1株あたり、本優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、本優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が357円を下回るときは、本優先株式1株の払込金額相当額を357円で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこ

れを処理する。 (9) 配当金の除斥期間

優先配当金および優先中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当行はその支払義務を免れるものとする。

未払の優先配当金及び優先中間配当金に対しては利息を付さない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年 9 月30 日		普通株式 796,732 優先株式 35,000		85,745,578		85,684,054

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	78,596	9.86
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	52,937	6.64
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	33,089	4.15
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,013	3.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.57
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,099	1.76
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.69
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,945	1.37
計		283,410	35.57

(注) 1 平成20年7月22日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が平成20年7月29日付で、 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者から提出されておりますが、当 行としては平成20年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況 には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	83,395	10.03
ジェー・ピー・モルガン・ セキュリティーズ・リミテッド	英国、ロンドン、EC2Y 5AJ、 ロンドン・ウォール 125	6,157	0.74
計		89,552	10.77

2 平成18年11月27日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成18年11月29日付で株式会社りそな銀行およびその共同保有者から提出されております。当該変更報告書の共同保有者のうち、株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構の保有株式数の内訳は当行の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、りそな信託銀行株式会社および預金保険機構につきましては、当行として平成20年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容(除く株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構保有分)は以下のとおりであります

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	9,899	1.19
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	39,881	4.79
計		49,780	5.98

3 平成19年2月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成19年3月6日付で

銀行等保有株式取得機構から提出されておりますが、当行として平成20年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の主な内容は次頁のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番 1 号	53,248	6.40
計		53,248	6.40

第一回優先株式

平成20年9月30日現

//**//**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35,000	100.00
計		35,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年 9 月30日現

在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 35,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,306,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 790,184,000	790,184	
単元未満株式	普通株式 5,242,552		1 単元(1,000株)未満の株 式
発行済株式総数	831,732,552		
総株主の議決権		790,184	

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 - 2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、5,000株及び名 義人以外から株券喪失登録のある株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個及び名義人以外から 株券喪失登録のある株式に係る議決権の数が2個含まれております。

3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式778株を含んでおります。

【自己株式等】

平成20年9月30日現

仕

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀 行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	1,306,000		1,306,000	0.15
計		1,306,000		1,306,000	0.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	324	369	365	327	311	282
最低(円)	249	304	305	290	273	236

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役(代表取締役) 営業推進部長、営業企 画部・リテール営業部 ・国際営業部・ローン 業務部担当	専務取締役(代表取締役) 営業企画部・営業推進 部・リテール営業部・ 国際営業部・ローン業 務部担当	藤 本 宏 文	平成20年10月 1 日
取締役	常務取締役 九州地区本部長兼筑後 地区本部長	大 場 剛	平成20年10月 1 日

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資 産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に 準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年 9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、新日本監査法人の中間監査を、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表は、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	304,415	218,214	217,719
コールローン及び買入手形	6,078	6,408	6,184
買入金銭債権	35,157	7 38,494	35,613
特定取引資産	1,131	3,746	4,115
金銭の信託	17,070	7,940	7,872
有価証券	1, 7, 14 1,523,180	1, 7, 14 1,588,698	1, 7, 14 1,525,026
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,792,469	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,932,352	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,911,346
外国為替	6 1,521	6 1,312	6 1,262
その他資産	40,151	41,859	7 40,800
有形固定資産	9, 10, 11 122,752	9, 10 122,541	9, 10, 11 122,228
無形固定資産	4,210	3,506	4,077
繰延税金資産	63,837	79,385	69,323
支払承諾見返	126,217	104,983	110,734
貸倒引当金	69,851	77,969	75,025
投資損失引当金	1,329	2,554	642
資産の部合計	6,967,011	7,068,919	6,980,635
負債の部			5005051
預金	6,027,531	7 6,146,129	7 6,096,264
譲渡性預金	156,375	114,180	72,217
コールマネー及び売渡手形	28,111	76,116	7 101,960
債券貸借取引受入担保金	7 115,681	7 104,696	76,586
借用金	7, 12 22,415	7, 12 49,295	7, 12 37,825
外国為替	172	38	117
社債	97,000	97,000	97,000
信託勘定借	4	5	5
その他負債	7 46,486	52,337	51,217
退職給付引当金	12,691	11,716	12,165
役員退職慰労引当金	878	929	962
時効預金払戻損失引当金	664	737	793
偶発損失引当金	-	951	419
再評価に係る繰延税金負債	9 23,076	9 22,788	9 22,826
支払承諾	126,217	104,983	110,734
負債の部合計	6,657,307	6,781,906	6,681,096

株式会社 西日本シティ銀行(E03604)

四半期報告書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	90,301	90,301	90,301
利益剰余金	63,182	75,114	71,033
自己株式	587	614	597
株主資本合計	238,641	250,547	246,482
その他有価証券評価差額金	16,508	17,721	986
繰延へッジ損益	8	2	2
土地再評価差額金	9 28,796	9 28,372	9 28,428
為替換算調整勘定	0	0	0
評価・換算差額等合計	45,296	10,653	27,440
少数株主持分	25,766	25,813	25,615
純資産の部合計	309,704	287,013	299,538
負債及び純資産の部合計	6,967,011	7,068,919	6,980,635

(2)【中間連結損益計算書】

前連結会計年度の 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 平成20年3月31日) 経常収益 92,513 90,209 180,914 資金運用収益 71,393 142,241 71,575 58,919 58,935 118,193 (うち貸出金利息) (うち有価証券利息配当金) 11,794 22,577 11,893 信託報酬 10 5 5 役務取引等収益 15,204 30,761 15,756 特定取引収益 91 89 118 その他業務収益 1.799 2,106 3,156 その他経常収益 3,285 1,409 4,626 経常費用 73,382 81,927 149,741 資金調達費用 13,029 13,359 26,429 (うち預金利息) 8,032 9,999 17,242 役務取引等費用 4,976 5,021 9,876 その他業務費用 1,273 3,558 2,881 営業経費 41,752 42,241 83,609 12,351 17,746 26,944 その他経常費用 経常利益 19,131 8,282 31,172 2 1,406 特別利益 594 3,355 固定資産処分益 0 27 償却債権取立益 594 3,325 その他の特別利益 1 4,122 特別損失 3, 5 851 4,739 固定資産処分損 1,038 444 2,938 減損損失 377 762 その他の特別損失 29 4 税金等調整前中間純利益 16,415 8,026 29,789 法人税、住民税及び事業税 259 297 334 法人税等調整額 9,223 0 14,449 法人税等合計 296 少数株主利益 101 97 688 7,632 中間純利益 6,831 14,316

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度の連結 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 平成20年3月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 85,745 85,745 85,745 当中間期変動額 当中間期変動額合計 85,745 85,745 85,745 当中間期末残高 資本剰余金 前期末残高 90,301 90,301 90,301 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 90,301 90,301 90,301 利益剰余金 前期末残高 59,733 71,033 59,733 当中間期変動額 剰余金の配当 3,602 3,601 3,602 中間純利益 6,831 7,632 14,316 自己株式の処分 4 3 221 55 589 土地再評価差額金の取崩 当中間期変動額合計 3,448 4,081 11,300 当中間期末残高 63,182 75,114 71,033 自己株式 前期末残高 540 597 540 当中間期変動額 自己株式の取得 54 27 69 7 10 13 自己株式の処分 当中間期変動額合計 46 16 56 当中間期末残高 587 614 597 株主資本合計 前期末残高 235,239 246,482 235,239 当中間期変動額 剰余金の配当 3,602 3,602 3,601 中間純利益 6,831 7,632 14,316 自己株式の取得 54 27 69 自己株式の処分 6 6 9 土地再評価差額金の取崩 221 55 589 当中間期変動額合計 3,402 4,064 11,243 当中間期末残高 238,641 250,547 246,482

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	25,926	986	25,926
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,418	16,735	26,913
当中間期変動額合計	9,418	16,735	26,913
当中間期末残高	16,508	17,721	986
繰延へッジ損益	·	·	
前期末残高	43	2	43
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	34	4	4
当中間期変動額合計	34	4	4
当中間期末残高	8	2	
土地再評価差額金			
前期末残高	29,018	28,428	29,01
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	221	55	58
当中間期変動額合計	221	55	58
当中間期末残高	28,796	28,372	28,42
為替換算調整勘定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	· .
前期末残高	0	0	
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	0	
当中間期変動額合計	0	0	
当中間期末残高	0	0	
評価・換算差額等合計			
前期末残高	54,901	27,440	54,90
当中間期変動額	- ,	, ,	. , ,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,605	16,787	27,46
当中間期変動額合計	9,605	16,787	27,46
当中間期末残高	45,296	10,653	27,44
少数株主持分	,2,5		
前期末残高	30,597	25,615	30,59
当中間期変動額	20,377	25,015	30,37
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,831	197	4,98
当中間期変動額合計	4,831	197	4,98
当中間期末残高	25,766	25,813	25,61

株式会社 西日本シティ銀行(E03604)

四半期報告書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	320,738	299,538	320,738
当中間期変動額			
剰余金の配当	3,602	3,601	3,602
中間純利益	6,831	7,632	14,316
自己株式の取得	54	27	69
自己株式の処分	6	6	9
土地再評価差額金の取崩	221	55	589
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	14,437	16,589	32,442
当中間期変動額合計	11,034	12,525	21,199
当中間期末残高	309,704	287,013	299,538

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 平成20年3月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 16,415 8,026 29,789 2,595 2,544 減価償却費 5,376 減損損失 2,874 377 2,938 のれん償却額 179 191 359 持分法による投資損益(は益) 21 44 56 貸倒引当金の増減() 3.952 2.225 1,222 投資損失引当金の増減額(は減少) 1.912 677 退職給付引当金の増減額(は減少) 560 458 1,085 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) 156 39 72 時効預金払戻損失引当金の増減額(は減少) 664 55 793 偶発損失引当金の増減額(は減少) 532 419 資金運用収益 71,575 71,393 142,241 資金調達費用 13,029 13,359 26,429 有価証券関係損益() 68 2,235 1,265 金銭の信託の運用損益(は運用益) 57 71 572 為替差損益(は益) 421 405 841 固定資産処分損益(は益) 466 444 1,010 特定取引資産の純増()減 368 2,862 121 貸出金の純増()減 3,229 22,051 115.672 預金の純増減() 82.908 49.854 152.242 譲渡性預金の純増減() 41 962 29 806 54 352 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減() 12.552 25,319 9,909 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 3,500 3,359 2,366 コールローン等の純増()減 764 1,065 211 コールマネー等の純増減() 5,540 26,483 72,710 債券貸借取引受入担保金の純増減(68,897 27,119 102,335 外国為替(資産)の純増()減 237 37 87 外国為替(負債)の純増減() 85 80 31 資金運用による収入 71,479 71,270 144,054 資金調達による支出 10,238 11,396 21,888 その他 1,895 1,199 2,766 小計 64,373 104,935 18,413 590 法人税等の支払額 410 155 営業活動によるキャッシュ・フロー 63,963 104,780 17,823

四半期報告書

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	209,859	340,688	540,04
有価証券の売却による収入	100,883	51,768	205,160
有価証券の償還による収入	81,580	197,130	261,61
金銭の信託の増加による支出	1,274	127	1,27
金銭の信託の減少による収入	3,872	-	12,55
有形固定資産の取得による支出	3,647	2,545	6,44
有形固定資産の売却による収入	520	71	1,19
無形固定資産の取得による支出	339	95	1,02
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	574	
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,264	95,061	68,27
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	5,000	3,000	5,00
少数株主からの払込みによる収入	4,003	-	4,00
少数株主からの株式の取得による支出	7,199	-	7,19
優先出資証券の発行による収入	17,000	-	17,00
優先出資証券に償還による支出	20,800	-	20,80
配当金の支払額	3,602	3,595	3,60
少数株主への配当金の支払額	468	338	83
自己株式の取得による支出	54	27	6
自己株式の売却による収入	6	6	
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,116	6,954	16,49
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,579	2,766	66,97
現金及び現金同等物の期首残高	234,630	167,654	234,63
現金及び現金同等物の中間期末残高	254,209	170,421	167,65

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
	至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
1 連	(1) 連結子会社 11社	(1) 連結子会社 11	(1) 連結子会社 11社
結	会社名	社	連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会
の	株式会社長崎銀	会社名	社の状況」に記載しているため省略しておりま
範	行	株式会社長崎	<u>す</u> 。
囲	西銀ターンアラ	銀行	なお、Nishi-Nippon City Preferred Capital
に	ウンド・パート	NCBターン	(Cayman) Limitedは設立により当連結会計年度
関	ナーズ株式会社	アラウンド株	より連結子会社といたしました。
す	シティ・ターン	式会社	また、前連結会計年度連結子会社でありました
る	アラウンド・サ	N C B ビジネ	Nishi-Nippon Preferred
事	ポート株式会社	スサービス株	Capital(Cayman)Limitedは清算結了により連結
項	NCBビジネス	式会社	の範囲から除外しておりますが、清算結了時ま
	サービス株式会	NCBオフィ	での損益計算書については連結しております。
	社	スサービス株	
	NCBオフィス	式会社	
	サービス株式会	N C B ₹ −	
	社	ゲージサービ	
	NCBモーゲー	ス株式会社	
	ジサービス株式	Nishi-Nippon	
	会社	City	
	Nishi-Nippon	Preferred	
	City	Capital	
	Preferred	(Cayman)	
	Capital	Limited	
	(Cayman)	Nishi-Nippon	
	Limited	Finance	
	Nishi-Nippon	(Cayman)	
	Finance	Limited	
	(Cayman)	九州債権回収	
	Limited	株式会社	
	株式会社NCB	株式会社NC	
	経営情報サービ	B 経営情報	
	ス	サービス	
	九州カード株式	九州カード株	
	会社	式会社	
		西日本信用保	
1		証株式会社	l l

西日本信用保証	なお、前連結会
株式会社	計年度連結子会
なお、	社でありました
Nishi-NipponCity	西銀ターンアラ
Preferred	ウンド・パート
Capital (Cayman)	ナーズ株式会社
Limitedは設立によ	とシティ・ター
り当中間連結会計	ンアラウンド・
期間より連結子会	サポート株式会
社といたしまし	社は、西銀ター
た。	ンアラウンド・
また、前連結会計	パートナーズ株
年度連結子会社で	式会社を存続会
ありました	社として合併
Nishi-Nippon	し、商号を N C
Preferred Capital	B ターンアラウ
(Cayman) Limited	ンド株式会社へ
は清算結了により	変更いたしまし
連結の範囲から除	た。
外しております	また、九州債権
が、清算結了時ま	回収株式会社を
での損益計算書に	株式の取得によ
ついては連結して	り当中間連結会
おります。	計期間より連結
	子会社といたし
	ました。なお、株
	式の取得が平成
	20年 9 月であっ
	たため、当中間
	連結会計期間に
	おいては中間貸
	借対照表のみ連
	結しておりま

す。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 非連結子会社 1社 会社名	(2) 非連結子会社 2社 会社名	(2) 非連結子会社 1社 会社名
	西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合1号	西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合 1 号	西日本チャレンジ投資 事業有限責任組合 1号
	,	西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合 2 号	. 3
	非連結子会社は、そ の資産、経常収益、中 間純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰 延ヘッジ損益(持分に	同左	非連結子会社は、そ の資産、経常収益、当 期純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持 分に見合う額)及び繰 延ヘッジ損益(持分に
	見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判		見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判
	断を妨げない程度に 重要性が乏しいため、 連結の範囲から除外 しております。		断を妨げない程度に 重要性が乏しいため、 連結の範囲から除外 しております。
2 持分法の適用に関 する事項	(1) 持分法適用の非連結 子会社	(1) 持分法適用の非連結 子会社	(1)持分法適用の非連結 子会社
	i 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会 社	該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会 社	該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会 社
	1 社 会社名	1 社 会社名	1 社 会社名
	株 式 会 社 エ ヌ ・ ティ・ティ・デー	株 式 会 社 エ ヌ ・ ティ・ティ・デー	株 式 会 社 エ ヌ ・ ティ・ティ・デー
	タNCB	タNCB	タNCB
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社会社名	(3) 持分法非適用の非連 結子会社 2社 会社名	(3) 持分法非適用の非連 結子会社 1社 会社名
	西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合1号	西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合 1 号 西日本チャレンジ 投資事業有限責任 組合 2 号	西日本チャレンジ投資 事業有限責任組合 1号
	持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見	同左	持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延へのジ損益(持ろに見
	合う額)等からみて、 持分法の対象から除 いても中間連結財務 諸表に重要な影響を 与えないため、持分法 の対象から除いてお ります。		合う額)等からみて、 持分法の対象から除 いても連結財務諸表 に重要な影響を与え ないため、持分法の対 象から除いておりま す。

EDINET提出書類 株式会社 西日本シティ銀行(E03604) 四半期報告書

I	(4) 持分法非適用の関連	(4) 持分法非適用の関連	(4) 持分法非適用の関連
	会社	会社	会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
 3 連結子会社の(中	連結子会社の中間決算日	<u> </u>	<u> </u>
間)決算日等に関す	と中間連結決算日は一致		日と連結決算日は一致し
る事項	しております。		ております。
4 会計処理基準に関	(1) 特定取引資産・負債	(1) 特定取引資産・負債	(1) 特定取引資産・負債
する事項	の評価基準及び収益・	の評価基準及び収益・	の評価基準及び収益・
	費用の計上基準	費用の計上基準	費用の計上基準
	金利、通貨の価格、有価	金利、通貨の価格、金融	金利、通貨の価格、有価
	証券市場における相場 その他の指標に係る短	商品市場における相場 その他の指標に係る短	証券市場における相場
	期的な変動、市場間の格	期的な変動、市場間の格	その他の指標に係る短 期的な変動、市場間の格
	期的な复動、市场間の情 差等を利用して利益を	差等を利用して利益を	差等を利用して利益を
	得る等の目的(以下「特	得る等の目的(以下「特	得る等の目的(以下「特
	定取引目的」)の取引に	定取引目的」)の取引に	定取引目的」という。)
	ついては、取引の約定時	ついては、取引の約定時	の取引については、取引
	点を基準とし、中間連結	点を基準とし、中間連結	の約定時点を基準とし、
	貸借対照表上「特定取	貸借対照表上「特定取	連結貸借対照表上「特
	引資産」及び「特定取	引資産」及び「特定取	定取引資産」及び「特
	引負債」に計上すると	引負債」に計上すると	定取引負債」に計上す
	ともに、当該取引からの	ともに、当該取引からの	るとともに、当該取引か
	損益を中間連結損益計	損益を中間連結損益計	らの損益を連結損益計
	算書上「特定取引収	算書上「特定取引収	算書上「特定取引収
	益」及び「特定取引費	益」及び「特定取引費	益」及び「特定取引費
	用」に計上しておりま	用」に計上しておりま	用」に計上しておりま
	す。	す。 性学取引姿きななはま	す。
	特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有価	特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有価	特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有価
	取引負債の計画は、有画 証券及び金銭債権等に	証券及び金銭債権等に	証券及び金銭債権等に
	ついては中間連結決算	ついては中間連結決算	ついては連結決算日の
	日の時価により、先物・	日の時価により、先物・	時価により、先物・オプ
	オプション取引等の派	オプション取引等の派	ション取引等の派生商
	生商品については中間	生商品については中間	品については連結決算
	連結決算日において決	連結決算日において決	日において決済したも
	済したものとみなした	済したものとみなした	のとみなした額により
	額により行っておりま	額により行っておりま	行っております。
	す。	す 。	また、特定取引収益及び
	また、特定取引収益及び	また、特定取引収益及び	特定取引費用の損益計
	特定取引費用の損益計	特定取引費用の損益計	上は、当連結会計年度中
	上は、当中間連結会計期	上は、当中間連結会計期	の受払利息等に、有価証
	間中の受払利息等に、有	間中の受払利息等に、有	券、金銭債権等について
	価証券、金銭債権等につ	価証券、金銭債権等につ	は前連結会計年度末と
	│ いては前連結会計年度 │ 末と当中間連結会計期	いては前連結会計年度 末と当中間連結会計期	当連結会計年度末にお
	│ 木Cヨヤ间理結会計期 │ 間末における評価損益	木とヨ中間理結会計期 間末における評価損益	ける評価損益の増減額 を、派生商品については
	の増減額を、派生商品に	の増減額を、派生商品に	前連結会計年度末と当
	ついては前連結会計年	ついては前連結会計年	連結会計年度末におけ
	度末と当中間連結会計	度末と当中間連結会計	るみなし決済からの損
	期間末におけるみなし	期間末におけるみなし	益相当額の増減額を加
	決済からの損益相当額	決済からの損益相当額	えております。
	の増減額を加えており	の増減額を加えており	. ,
	ます。	ます。	
•			

_			
	(2) 有価証券の評価基準	(2) 有価証券の評価基準	(2) 有価証券の評価基準
	及び評価方法	及び評価方法	及び評価方法
	(イ)有価証券の評価は、満	(イ) 同 左	(イ)有価証券の評価は、満
	期保有目的の債券につ		期保有目的の債券につ
	いては移動平均法によ		いては移動平均法によ
	る償却原価法(定額法)、		る償却原価法(定額法)、
	持分法非適用の非連結		持分法非適用の非連結
	子会社出資金について		子会社出資金について
	は移動平		は移動平

**************************************	VI BPV= A+ A+1 HDBP	***
前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日) 均法による原価法、その	主 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日) 均法による原価法、その
他有価証券のうち時価		他有価証券のうち時価
のあるものについては、		のあるものについては、
中間連結決算日の市場 価格等に基づく時価法		連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(売却
(売却原価は移動平均法		原価は移動平均法によ
により算定)、時価のな		り算定)、時価のないも
いものについては、移動		のについては、移動平均
平均法による原価法又		法による原価法又は償
は償却原価法により		却原価法により行って
行っております。		おります。
なお、その他有価証券の		なお、その他有価証券の
評価差額については、全		評価差額については、全
部純資産直入法により 処理しております。		部純資産直入法により 処理しております。
処理してありより。 (ロ)有価証券運用を主目	(口) 同 左	(口) 同左
的とする単独運用の金	(-) 13 -	(-) 13 -
銭の信託において信託		
財産として運用されて		
いる有価証券の評価は、		
時価法により行ってお		
ります。	(a) = 1111 = 1 = 1 = 1	(a) = 1111 = 1 = 1 = 1 = 1
(3) デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法	(3) デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法	(3) デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定	日 左 日本	・ 計画基準及び計画方法 同 左
取引目的の取引を除く)	19 7	14 7
の評価は、時価法により		
行っております。		
(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法
有形固定資産	有形固定資産(リース	有形固定資産
当行の有形固定資 産は、定率法(ただし、	資産を除く) 当行の有形固定資	当行の有形固定資産の 減価償却は、定率法
産は、足学法(たたし、 平成10年4月1日以	産は、定率法(ただし、	(ただし、平成10年4
後に取得した建物(建	平成10年4月1日以	月1日以後に取得し
物附属設備を除く。)	後に取得した建物(建	た建物(建物附属設備
については定額法)を	物附属設備を除く。)	を除く。)については
採用し、年間減価償却	については定額法)を	定額法)を採用してお
費見積額を期間によ	採用し、年間減価償却	ります。
り按分し計上してお	費見積額を期間によ	なお、主な耐用年数は
│ ります。 なお、主な耐用年数	り按分し計上してお ります。	次のとおりでありま す。
は次のとおりであり	また、主な耐用年数	ੵ੶੶੶ੵ੶ 建物:3年~60年
ます。	は次のとおりであり	動産:2年~20年
建物:3年~60年	ます。	連結子会社の有形固定
動産:2年~20年	建 物:3年~60年	資産については、主と
連結子会社の有形	その他: 2年~20年	して定率法により償
固定資産については、	連結子会社の有形	却しております。
資産の見積耐用年数	固定資産については、	
に基づき、主として定 率法により償却して	資産の見積耐用年数 に基づき、主として定	
おります。	率法により償却して	
	おります。	

살 라마놀산스의 #ren	V 수메녹산스킨 #ppp	サキは入れたた
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
無形固定資産	無形固定資産(リース	<u> </u>
無形固定負産無形固定資産の減		一
	資産を除く)	四 生
価償却は、定額法によ	無形固定資産は、定	
り償却しております。	額法により償却して	
なお、自社利用のソフ	おります。なお、自社	
トウェアについては、	利用のソフトウェア	
当行及び連結子会社	については、当行及び	
で定める利用可能期	連結子会社で定める	
間(5年)に基づいて	利用可能期間(5年)	
償却しております。	に基づいて償却して	
	おります。	
	リース資産	
	所有権移転外ファ	
	イナンス・リース取	
	引に係る「有形固定	
	資産」及び「無形固	
	資産」及び 無ル固 定資産」中のリース	
	資産は、リース期間を	
	耐用年数とした定額	
	法によっております。	
	なお、残存価額につい	
	ては零としておりま	
	す。	

(5) 貸倒引当金の計上基 進

当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等法的に 経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」と いう。)に係る債権につ いては、以下のなお書き に記載されている直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額 及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しておりま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる 債務者(以下「破綻懸念 先」という。)に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収 可能見込額

(5) 貸倒引当金の計上基 準

当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等法的に 経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」と いう。)に係る債権につ いては、以下のなお書き に記載されている直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額 及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しておりま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる 債務者(以下「破綻懸念 先」という。)に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収 可能見込額

(5) 貸倒引当金の計上基 準

当行及び主要な連結子 会社の貸倒引当金は、予 め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等、法的 に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」と いう。)に係る債権につ いては、以下のなお書き に記載されている直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額 及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しておりま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる 債務者(以下「破綻懸念 先」という。)に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収 可能見込額

EDINET提出書類 株式会社 西日本シティ銀行(E03604) 四半期報告書

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
	至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)

を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と 認める額を計上しております。

当行の破綻懸念先及び 貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額 が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本 の回収及び利息の受取 りに係るキャッシュ・ フローを合理的に見積 もることができる債権 については、当該キャッ シュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利 子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フ ロー見積法)により引き 当てております。また、 当該大口債務者のうち、 将来キャッシュ・フ ローを合理的に見積も ることが困難な債務者 に対する債権について は、個別的に残存期間を 算定し、その残存期間に 対応する今後の一定期 間における予想損失額 を引き当てております。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に 基づき計上しておりま

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査 定を実施し、当産監査 ら独立した資産監査か るでおり、その査定結果を 基づいて上記の引当を 行っております。

なお、破綻先及び実質破 綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価 額及び保証による回収 が可能と認められる額 を控除した残額を取立 不能見込 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸 出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務 者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フ ローを合理的に見積も ることができる債権に ついては、当該キャッ シュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利 子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フ ロー見積法)により引き 当てております。また、 当該大口債務者のうち、 将来キャッシュ・フ ローを合理的に見積も ることが困難な債務者 に対する債権について は、個別的に残存期間を 算定し、その残存期間に 対応する今後の一定期 間における予想損失額 を引き当てております。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に 基づき計上しておりま

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査 定を実施し、当該部署を ら独立した資産監査か ら独立定結果を監査し ており、その査定結果に 基づいて上記の引当を 行っております。

なお、破綻先及び実質破 綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価 額及び保証による回収 が可能と認められる額 を控除した残額を取立 不能見込 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と 認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸 出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務 者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フ ローを合理的に見積も ることができる債権に ついては、当該キャッ シュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利 子率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フ ロー見積法)により引き 当てております。また、 当該大口債務者のうち、 将来キャッシュ・フ ローを合理的に見積も ることが困難な債務者 に対する債権について は、個別的に残存期間を 算定し、その残存期間に 対応する今後の一定期 間における予想損失額 を引き当てております。 上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に 基づき計上しておりま す。

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産を 実施し、当産監査 を独立した資産監査 を独立した資産監査 でおり、その査定結果 を 基づいて上記の引 で で で おります。

なお、破綻先及び実質破 綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価 額及び保証による回収 が可能と認められる額 を控除した残額を取立 不能見込

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日
至 平成19年 9 月30日)	至 平成20年 9 月30日)	至 平成20年3月31日)
額として債権額から直接	額として債権額から直接	額として債権額から直接
減額しており、その金額	減額しており、その金額	減額しており、その金額
は46,448百万円であり	は34,946百万円であり	は36,579百万円であり
ます。	ます。	ます。
その他の連結子会社の	その他の連結子会社の	その他の連結子会社の
貸倒引当金は、一般債権	貸倒引当金は、一般債権	貸倒引当金は、一般債権
については過去の貸倒	については過去の貸倒	については過去の貸倒
実績率等を勘案して必	実績率等を勘案して必	実績率等を勘案して必
要と認めた額を、貸倒懸	要と認めた額を、貸倒懸	要と認めた額を、貸倒懸
念債権等特定の債権に	念債権等特定の債権に	念債権等特定の債権に
ついては、個別に回収可	ついては、個別に回収可	ついては、個別に回収可
能性を勘案し、回収不能	能性を勘案し、回収不能	能性を勘案し、回収不能
見込額をそれぞれ引き	見込額をそれぞれ引き	見込額をそれぞれ引き
当てております。	当てております。	当てております。
(6) 投資損失引当金の計	(6) 投資損失引当金の計	(6) 投資損失引当金の計
上基準	上基準	上基準
投資損失引当金は、投資	同左	同左
に対する損失に備える		
ため、有価証券及びゴル		
フ会員権等の発行会社		
の財政状態等を勘案し		
て必要と認められる額		
を計上しております。		

(7) 退職給付引当金の計 上基準

過去勤務債務:その 発生時の従業員の 平均残存勤務期間 内の一定の年数(3 年)による定額法に より損益処理

(7) 退職給付引当金の計 上基準

(7) 退職給付引当金の計 上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付引当金は、従えため、当連結会計年度のとおける退職給見をできたが年金資産の見たができ、必ずのであります。また、理理のとおります。とは、過計算上のとよります。

過去勤務債務:その発 生時の従業員の平 均残存勤務期間内 の一定の年数(3 年)による定額法に より損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(8) 役員退職慰労引当金	(8) 役員退職慰労引当金	
	の計上基準	の計上基準	の計上基準
	役員退職慰労引当金は、	役員退職慰労引当金は、	役員退職慰労引当金は、
	役員への退職慰労金の	役員への退職慰労金の	役員への退職慰労金の
	支払に備えるため、役員	支払に備えるため、役員	支払いに備えるため、役
	に対する退職慰労金の	に対する退職慰労金の	員に対する退職慰労金
	支給見積額のうち、当中	支給見積額のうち、当中	の支給見積額のうち、当
	間連結会計期間末まで	間連結会計期間末まで	連結会計年度末までに
	に発生していると認め	に発生していると認め	発生していると認めら
	られる額を計上してお	られる額を計上してお	れる額を計上しており
	ります。	ります。	ます。
	(追加情報)		
	役員退職慰労引当金は		
	支出時の費用として処		
	理しておりましたが、		
	「役員賞与に関する会		
	計基準」(企業会計基準		
	第4号平成17年11月29 日)の適用により役員賞		
	ロ)の過用により役員員 与を費用処理すること		
	が必要になったこと、及		
	び「租税特別措置法上		
	の準備金及び特別法上		
	の引当金又は準備金並		
	びに役員退職慰労引当		
	金等に関する監査上の		
	取扱い」(日本公認会計		
	士協会監査・保証実務		
	委員会報告第42号平成		
	19年4月13日)の公表を		
	契機として、前連結会計		
	年度より内規に基づく		
	期末要支給額を役員退		
	職慰労引当金として計		
	上する方法に変更しま		
	した。		
	前中間連結会計期間に		
	おいて同じ基準によった場合、経営利益は72万		
	た場合、経常利益は73百 万円、税金等調整前中間		
	7円、税金寺調整削中間 純利益は876百万円それ		
	ぞれ減少いたします。		
	(9) 時効預金払戻損失引	(9) 時効預金払戻損失引	(9) 時効預金払戻損失引
	当金	当金の計上基準	当金の計上基準
	時効預金払戻損失引当	時効預金払戻損失引当	時効預金払戻損失引当
	金は、負債計上を中止	金は、負債計上を中止	金は、負債計上を中止
	し、利益計上を行った時	し、利益計上を行った時	し、利益計上を行った時
	対預金の払戻請求に備	効預金の払戻請求に備	効預金の払戻請求に備
	えるため、過去の払戻実	えるため、過去の払戻実	えるため、過去の払戻実
	績に基づき必要と認め られる額を計上してお	績に基づき必要と認め られる額を計上してお	績に基づき必要と認め られる額を計上してお
	ります。	ります。	ります。 ります。
L	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, s, , ,	, s, s

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
(会計方針の変更)		(会計方針の変更)
従来、利益計上した時効		従来、利益計上した時効
預金については、預金者		預金については、預金者
からの払戻請求時に費		からの払戻請求時に費
用として処理しており		用として処理しており
ましたが、「租税特別措		ましたが、「租税特別措
置法上の準備金及び特		置法上の準備金及び特
別法上の引当金又は準		別法上の引当金又は準
備金並びに役員退職慰		備金並びに役員退職慰
労引当金等に関する監		労引当金等に関する監
査上の取扱い」(日本公		査上の取扱い」(日本公
認会計士協会監査・保		認会計士協会監査・保
証実務委員会報告第42		証実務委員会報告第42
号平成19年4月13		号平成19年4月13
日)(以下、本報告)が平		日)(以下、本報告)が平
成19年4月1日以後開		成19年4月1日以後開
始する連結会計年度か		始する連結会計年度か
ら適用されることに		ら適用されることに
なったことに伴い、当中		なったことに伴い、当連
間連結会計期間から本		結会計年度から本報告
報告を適用し、過去の払		を適用し、過去の払戻実
戻実績に基づき必要と		績に基づき必要と認め
認められる額を時効預		られる額を時効預金払
金払戻損失引当金とし		戻損失引当金として計
て計上しております。		上しております。
これにより、従来の方法		これにより、従来の方法
に比べ、経常利益は7百		に比べ、経常利益は122
万円増加し、税金等調整		百万円、税金等調整前当
前中間純利益は664百万		期純利益は793百万円そ
円減少しております。		れぞれ減少しておりま
13,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		す。
	/40/伊莎提生コックのも	
	(10)偶発損失引当金の計	(10)偶発損失引当金の計
	上基準	上基準
	偶発損失引当金は、信用	偶発損失引当金は、平成
	保証協会との責任共有	19年10月 1 日に信用保
	制度に係る債権に関し	証協会の責任共有制度
	て、将来発生する可能性	が開始されたことに伴
	のある負担金支払額を	い、信用保証協会との責
	見積り、必要と認められ	任共有制度に係る債権
	る額を計上しておりま	に関して、将来発生する
	す。	可能性のある負担金支
		払額を見積り、必要と認
		められる額を計上して
		おります。
(11)外貨建資産・負債の	(11)外貨建資産・負債の	(11)外貨建資産・負債の
換算基準	換算基準	換算基準
外貨建資産・負債につ	同左	外貨建資産・負債につ
いては、中間連結決算日	12 2	いては、連結決算日の為
の為替相場による円換		替相場による円換算額
算額を付しております。		を付しております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(12)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース物件の所ると をでいる。 をではないのでは、 をではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないのでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないではないでは、 ではないではないではないではないでは、 ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	(12)リース取引の処理方法 当行及び国内連結外フリース取引の処理子会 社の所有をリース取引のがアステースのが平成20年4月1日前に開始するもの質別に関係では、通常の質問には、近た会計のでは、しております。	(12)リース取引の処理方法 法 当行及び国内連結子会 社のリースを転所のと をであるとのでは、 をであるとのでは、 取引になるののでは、 取引にないては、 でののでは、 はいで
(13) までである。 (13) までである。 (13) までである。 (13) までは、 (13) までは、 (13) では、	(13)重要なヘッジ会計の 方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左	(13)重要なヘッジ会計の 方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左
│ グルーピングのうえ 特定し評価しており ます。		

(ロ)為替変動リス		
ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
当行の外貨建金属	融資産 同左	同左
・負債から生し	ΰる為 ┃	
替変動リスクは	対す	
るヘッジ会計の	D方法	
は、「銀行業に	おける	
外貨建取引等 <i>0</i>	O会計	
処理に関する会	会計上	
及び監査上の	取扱	
い」(日本公認名	会計士	
協会業種別監査	至	
会報告第25号。	以下	
「業種別監査委	養員会	
報告第25号」	とい	
う。) に規定する	る繰延	
ヘッジによって	こおり	
ます。		

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	** ** BB\+ /** * * #5 BB	11. 1. 22. + 6. + 6. + 1. + 2. + 2.	263+1.4 A ±1 6 -
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	マース 13年7月30日 へッジ有効性評価の方 法については、外貨建	고 1 <i>1,0</i> ,20구 271300日)	그 : PMCO구 37301日)
	金銭債権債務等の為		
	替変動リスクを減殺		
	する目的で行う為替		
	スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッ		
	ジ対象である外貨建		
	金銭債権債務等に見		
	合うヘッジ手段の外		
	貨ポジション相当額 が存在することを確		
	が存任することを催 認することにより		
	ペッジの有効性を評し		
	価しております。		
	(八)内部取引等	(八)内部取引等	(八)内部取引等
	デリバティブ取引	同左	同左
	のうち内部部門間の		
	内部取引については、		
	ヘッジ手段として指		
	定している為替ス		
	ワップ取引に対して、 業種別監査委員会報		
	乗権別監査委員会報 告第25号に基づき、恣		
	意性を排除し厳格な		
	ヘッジ運営が可能と		
	認められる対外カ		
	バー取引の基準に準		
	拠した運営を行って		
	いるため、当該為替ス		
	ワップ取引から生じ		
	る収益及び費用は消 去せずに損益認識又		
	なほりに損益認識又 は繰延処理を行って		
	おります。		
	なお、一部の資産・		
	負債については、金利		
	スワップの特例処理		
	を行っております。		
	連結子会社はうち		
	1社で一部の負債に		
	ついて金利スワップ の特例処理を行って		
	おりますが、その他の		
	連結子会社はヘッジ		
	会計を行っておりま		
	せん。		
(14)消費税等の会計処理	(14)消費税等の会計処理	(14)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会	同左	同左
	社の消費税及び地方消		
	費税の会計処理は、税抜		
	方式によっております。		

5 (中間)連結キャッ	┃ 中間連結キャッシュ・フ	同左	連結キャッシュ・フロー
シュ・フロー計算	ロー計算書における資金		計算書における資金の範
書における資金の	の範囲は、中間連結貸借対		囲は、連結貸借対照表上の
範囲	照表上の「現金預け金」		「現金預け金」のうち現
	のうち現金及び日本銀行		金及び日本銀行への預け
	への預け金であります。		金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

V 1 5554 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	N. I. 553-11. 4 11.11-5-	1/25/4/11/
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年 9 月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
(金融商品に関する会計基準)		(金融商品に関する会計基準)
「金融商品に関する会計基準」(企		「金融商品に関する会計基準」(企
業会計基準第10号)及び「金融商品		業会計基準第10号)及び「金融商品
会計に関する実務指針」(日本公認		会計に関する実務指針」(日本公認
会計士協会会計制度委員会報告第14		会計士協会会計制度委員会報告第14
号)等における有価証券の範囲に関		号)等における有価証券の範囲に関
する規定が一部改正され(平成19年		する規定が一部改正され(平成19年
6月15日付及び同7月4日付)、金融		6月15日付及び同7月4日付)、金融
商品取引法の施行日以後に終了する		商品取引法の施行日以後に終了する
連結会計年度及び中間連結会計期間		連結会計年度から適用されることに
から適用されることになったことに		なったことに伴い、当連結会計年度
伴い、当中間連結会計期間から改正		なったことに呼び、当壁編芸計千度
会計基準及び実務指針を適用してお		用しております。
ります。		
(連結財務諸表における税効果会計		(連結財務諸表における税効果会計
に関する実務指針)		に関する実務指針)
企業集団内の会社に投資(子会社株		企業集団内の会社に投資(子会社株
式等)を売却した場合の税効果会計		式等)を売却した場合の税効果会計
について、「連結財務諸表における		について、「連結財務諸表における
税効果会計に関する実務指針」(日		税効果会計に関する実務指針」(日
本公認会計士協会会計制度委員会報		本公認会計士協会会計制度委員会報
告第6号平成19年3月29日)の第		告第6号平成19年3月29日)の第30
30-2項を当中間連結会計期間から適		- 2 項を当連結会計年度から適用し
用しております。		ております。
なお、これによる中間連結貸借対照		なお、これによる連結貸借対照表等
表等に与える影響は軽微でありま		に与える影響は軽微であります。
す。		
	(リース取引に関する会計基準)	
	所有権移転外ファイナンス・リー	
	別有権移転がファイナンス・リー ス取引については、従来、賃貸借取引	
	に係る方法に準じた会計処理によっ	
	ておりましたが、「リース取引に関	
	する会計基準」(企業会計基準第13	
	号平成19年3月30日)及び「リース	
	取引に関する会計基準の適用指針」	
	(企業会計基準適用指針第16号同前)	
	が平成20年4月1日以後開始する連	
	結会計年度から適用されることに	
	なったことに伴い、当中間連結会計	
	期間から同会計基準及び適用指針を	
	適用しております。	
	超元してのりより。 なお、これによる中間連結貸借対照	
	表等に与える影響は軽微でありま	
	す。	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

- 1 有価証券には、非連結子会社 の出資金273百万円及び関連会 社の株式288百万円を含んでお リます.
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は15,487百万円、延滞債権額は 131,819百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は15百万円でありま

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は71,961百万円であり ます

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

- 1 有価証券には、非連結子会社 の出資金360百万円及び関連会 社の株式253百万円を含んでお ります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は14,579百万円、延滞債権額は 143,688百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は13百万円でありま

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は66,981百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

- 1 有価証券には、非連結子会社 の出資金254百万円及び関連会 社の株式310百万円を含んでお ります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は15,854百万円、延滞債権額は 144,523百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は50百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は74,488百万円であり ます

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 219,283百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基立き金融取引として処理しての選手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,499百万円であります。
- とおりであります。 担保に供している資産

現金預け金 56百万円 有価証券 278,223百万円 担保資産に対応する債務

7 担保に供している資産は次の

預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金

責券貸借取引受入担保金 115,681百万円

借用金 6,875百万円 その他負債 60百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、現金預け 金2百万円、有価証券139,354 百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証

金は4,409百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の出を受けた場合に、契約上の地で、一定の限度額まで表別であります。これらの契約になる融資未実行残のもの表別であります。これらの契約による。以外のもの又は任意の時期のものとは任意のなもの、次のものとは任意のおります。1,557,386百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 225,263百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)によりき金融取引として処理人のおります。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、55、394百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 53百万円 買入金銭債権 2,987百万円 有価証券 390,909百万円

担保資産に対応する債務

預金 28,149百万円 コールマネー及び売渡手形 52,000百万円

債券貸借取引受入担保金

104,696百万円

借用金 35,062百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、現金預け 金2百万円、有価証券153,471 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,840百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の上の場合に、契約上の場合に、契約上のでの限度額までの場合であります。これらの契約による。融資未実行残あります。これらの共高のはは任意のうち原契約期間が1年ののもの又は任意の時期のもの又は任意の時期のもの以は任意の時期のあります。1,629,551百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 234,916百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にして逃き金融取引として処理してもります。これにより受け入外国大商業手形及び買入外国方方をで自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、64,395百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 59百万円 有価証券 352,072百万円 担保資産に対応する債務

預金 21,200百万円 コールマネー及び売渡手形 78,100百万円

債券貸借取引受入担保金

76,586百万円

借用金 22,650百万円 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、現金預け 金2百万円、有価証券175,200

百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証 金は4,294百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン関連を受けた場合に、契約上の計算を受けた場合に、契約上のででは、一定の限度額するであります。これらの契約による、設定であります。これらの表別であります。これらの表別であります。これらの表別であります。これらの表別に、1,574,732百万円であります。このうち原契約期間が1年にが1,560,241百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する

EDINET提出書類 株式会社 西日本シティ銀行(E03604) 四半期報告書

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与える ものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当 の事由があるときは、当行及び 連結子会社が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契約 後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用土地の再 評価を行い、評価差額に係る税金相 当額を「再評価に係る繰延税 金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 統資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

- 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号) 及び同条第4号に定める地 価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等 合理的な調整を行って算出。

10 有形固定資産の減価償却累計 額 71,699百万円

当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与える ものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当 の事由があるときは、当行及び 連結子会社が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契約 後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用の土地の 再評価を行い、評価差額に係る税金 相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に 計上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

- 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号 に定める近隣の地価公示法 (昭和44年公布法律第49号) 及び同条第4号に定める地 価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等 合理的な調整を行って算出。

10 有形固定資産の減価償却累計 額 69,103百万円

前連結会計年度末 (平成20年3月31日)

ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及 び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与える ものではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当 の事由があるときは、当行及び 連結子会社が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極 度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契約 後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行及び銀行 連結子会社の事業用土地の再 評価を行い、評価差額に係る税金相 当額を「再評価に係る繰延引 金負債」として負債の部を計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

- 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当連 結会計年度末における時価 の合計額と当該事業用土地 の再評価後の帳簿価額の合 計額との差額 28,173百 万円
- 10 有形固定資産の減価償却累計 額 70,455百万円

11 有形固定資産の圧縮記帳額	11 有形固定資産の圧縮記帳額
8,504百万円	8,468百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳	(当連結会計年度圧縮記帳額
額 百万円)	百万円)

<u>次へ</u>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日) 1 その他経常費用には、貸出金償	至 平成20年9月30日) 1 その他経常費用には、貸出金償	至 平成20年3月31日) 1 その他経常費用には、貸倒引当
却4,381百万円、貸出債権等を売却したことによる損失3,082百万円、貸倒引当金繰入額1,921百万円及び株式等償却1,210百万円を含んでおります。 2 特別利益には、償却債権取立益	却9,937百万円、貸倒引当金繰入額4,404百万円を含んでおります。	金繰入額9,132百万円、貸出金償却8,461百万円、貸出債権等を売却したことによる損失3,888百万円及び株式等償却2,642百万円を含んでおります。
1,385百万円を含んでおります。 3 特別損失には、減損損失2,874 百万円及び時効預金払戻損失引 当金の計上に伴う過年度負担額 671百万円を含んでおります。		4 その他の特別損失には、時効預
5 当中間連結会計期間において、		金払戻損失引当金の計上に伴う 過年度負担額671百万円を含ん でおります。 5 当連結会計年度において、以下
以下の資産について減損損失を 計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資		の資産について減損損失を計上 しております。 (減損損失を認識した資産又は資
産グループ及び種類毎の減損損 失額)		産グループ及び種類毎の減損損 失額) (イ)福岡県外
(イ)福岡県外 主な用途		主な用途
遊休資産 1ヵ所 営業用店舗 1ヵ所 種類		遊休資産 1ヵ所 営業用店舗 1ヵ所 種類
土地建物 減損損失額		土地建物 減損損失額
遊休資産 7 百万円 (うち土地 4 百万円) (うち建物 2 百万円) 営業用店舗 170百万円		遊休資産 7 百万円 (うち土地 4 百万円) (うち建物 2 百万円) 営業用店舗 233百万円
(土地 170百万円)		(うち土地 186百万円) (うち建物 47百万円)
(ロ)その他 主な用途 のれん		(ロ)その他 主な用途 のれん
種類 連結子会社のれん 減損損失額 2,697百万円		種類 連結子会社のれん 減損損失額 2,697百万円
上記の資産のうち、有形固定資産 については、営業利益減少によ るキャッシュ・フローの低下等		上記の資産のうち、有形固定資産 については、営業利益減少によ るキャッシュ・フローの低下等
により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額 を回収可能価額まで減額し、当		により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当
該減少額を減損損失(177百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連		該減少額を減損損失(241百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連
結子会社の自己株式取得に伴い 発生したものを、回収可能性を 考慮し、のれん全額を減損損失		結子会社の自己株式取得に伴い 発生したものを、回収可能性を 考慮し、のれん全額を減損損失
(2,697百万円)として特別損失 に計上しております。		(2,697百万円)として特別損失 に計上しております。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
(資産グループの概要及びグルー		(資産グループの概要及びグルー
ピングの方法)		ピングの方法)
(イ)資産グループの概要		(イ)資産グループの概要
遊休資産		遊休資産
店舗・社宅跡地等		店舗・社宅跡地等
営業用店舗		営業用店舗
営業の用に供する資産		営業の用に供する資産
のれん		のれん
連結子会社のれん		連結子会社のれん
(ロ)グルーピング方法		(ロ)グルーピング方法
遊休資産等		遊休資産
各々が独立した資産としてグ		各々が独立した資産としてグ
ルーピング		ルーピング
営業用店舗		営業用店舗
原則、営業店単位(ただし、連携		原則、営業店単位(ただし、連携
して営業を行っている営業店		して営業を行っている営業店
グループは当該グループ単		グループは当該グループ単
位)		位)
のれん		のれん
各々が独立した資産としてグ		各々が独立した資産としてグ
ルーピング		ルーピング
(回収可能価額)		(回収可能価額)
当中間連結会計期間の減損損失		当連結会計年度の減損損失の測
の測定に使用した回収可能価額		定に使用した回収可能価額は主
は主として正味売却価額であ		として正味売却価額であり、そ
り、その算定は、「不動産鑑定評		の算定は、「不動産鑑定評価基
価基準(国土交通省)」に基づく		準(国土交通省) 」に基づく評価
評価額等より処分費用見込額を		額等より処分費用見込額を控除
控除することにより行っており		することにより行っておりま
ます。		す。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千 株)

					1不)
	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732			796,732	
第一回優先株式	35,000			35,000	
合計	831,732			831,732	
自己株式					
普通株式	1,085	124	15	1,194	(注)
合計	1,085	124	15	1,194	

⁽注) 自己株式の普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6 月28日	普通株式	3,182	4.00	平成19年3月31日	平成19年 6 月29日
定時株主総会	第一回優先株式	420	12.00	平成19年3月31日	平成19年 6 月29日

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千 株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間 増加株式数	当中間連結会計期 間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732			796,732	
第一回優先株式	35,000			35,000	
合計	831,732			831,732	
自己株式					
普通株式	1,236	92	22	1,306	(注)
合計	1,236	92	22	1,306	

⁽注) 自己株式の増加92千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し 請求によるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式	3,181	4.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第一回優先株式	420	12.00	平成20年3月31 日	平成20年 6 月30 日

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千 株)

					<u> 1ጥ /</u>
	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732			796,732	
第一回優先株式	35,000			35,000	
合計	831,732			831,732	
自己株式					
普通株式	1,085	177	26	1,236	(注)
合計	1,085	177	26	1,236	

⁽注) 自己株式の普通株式の増加177千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少26千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28	普通株式	3,182	4.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
│ ロ │ 定時株主総会	第一回優先株式	420	12.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27	普通株式	3,181	利益剰余金	4.00	平成20年3月31日	平成20年 6 月30日
日定時株主総会	第一回優先株 式	420	利益剰余金	12.00	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連絡 (自 平成199 至 平成199		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1 現金及び現3 末残高と中間	金同等物の中間期 引連結貸借対照表 いる科目の金額	1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係		1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係	
平成19年9月30	日現在	平成20年 9 月3	0日現在	平成20年3月31日現在	
現金預け金 勘定	304,415百万円	現金預け金 勘定	218,214百万円	現金預け金 勘定	217,719百万円
普通預け金	2,234百万円	普通預け金	450百万円	普通預け金	803百万円
定期預け金	44,058百万円	定期預け金	45,555百万円	定期預け金	47,561百万円
郵便貯金	3,581百万円	郵便貯金	1,513百万円	郵便貯金	1,432百万円
その他の 預け金	330百万円	その他の 預け金	273百万円	その他の 預け金	266百万円
現金及び 現金同等物	254,209百万円	現金及び 現金同等物	170,421百万円	現金及び 現金同等物	167,654百万円



(リース取引関係)

前中間連結会 (自 平成19年4 至 平成19年9	4月1日	当中間連結会 (自 平成20年4 至 平成20年9	月1日	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	,	1 ファイナンス・リ			,
		(1) 所有権移転外	ファイナンス		
		・リース取引			
		リース資産の			
		(ア) 有形固定			
			電算機等であ		
		ります。	次立		
		(イ)無形固定 該当あり			
			・ でん。)減価償却の方		
		法	/ // 次 画 長 乙 マン /)		
			諸表作成のた		
		めの基本とな			
		「4 会計処理	浬に関する事		
		項」の「(4)%			
		法」に記載の	とおりであり		
	~ 1×/++ 1 1-0+-	ます。	m 711-15 7 2-	11 = 4m/4 orr +	-1/7 1 × /++ -1 - 1 - 1 - 1 - 1
│ リース物件の所有権 │ すると認められるも		(2) 通常の賃貸借		リース物件の所有	
9 ると認められるも イナンス・リース取		法に準じて会計 いる所有権移転		すると認められる	
		ス・リース取引			
・リース物件の取得		・リース物件の取得価額相当額、		・リース物件の耳	
減価償却累計額		減価償却累計額根			額相当額、及び年
間連結会計期間 取得価額相当額		間連結会計期間 取得価額相当額	木残尚相当額 	度末残高相当額 取得価額相当額	
以 中间银伯 当 银 動産	1,894百万円	取 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 · 財 ·	8,443百万円	取得问题作与i 動産	1,942百万円
新座 その他	百万円	無形固定資産	76百万円	動産 その他	百万円
合計	1,894百万円	その他	百万円	合計	1,942百万円
	1,094日刀口	- colle - 合計	8,519百万円	口前	1,942日刀口
┃ ┃ 減価償却累計額	相当類	一 減価償却累計額		┃ 減価償却累計額相当額	
動産	1,244百万円	有形固定資産	5,277百万円	動産	1,346百万円
その他	百万円	無形固定資産	40百万円	その他	百万円
合計	1,244百万円	その他	百万円	合計	1,346百万円
""	·, ~ · ¬ — / J J	- 合計	5,317百万円	нні	1,04047711
┃ ┃ 中間連結会計期	 間末残高相当	中間連結会計期		年度末残高相	当額
額		額		動産	596百万円
動産	649百万円	有形固定資産	3,166百万円	その他	百万円
その他	百万円	無形固定資産	35百万円	合計	596百万円
合計	 649百万円	その他	百万円	□ = :	
		合計 3,201百万円			
(注)取得価額相	当額は、未経過	, , , , , , , , , ,		(注) 取得価額相	目当額は、未経過
	連結会計期間	リース料中間連結会計期間			度末残高が有形
	固定資産の中				年度末残高等に
	間末残高等に	間連結会計期			が低いため、支払
	低いため、支払	占める割合が何			によっておりま
	よっておりま	利子込み法に	よっておりま	उ ,	
<u>す</u> 。		<u></u>			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年	吉会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
・未経過リース料中間連結会計期		料中間連結会計期		料年度末残高相当
間末残高相当額	間末残高相当	額	額	
1 年内 251百万円	1 年内	674百万円	1 年内	266百万円
1 年超 397百万円	1 年超	2,527百万円	1 年超	329百万円
合計 649百万円	合計	3,201百万円	合計	596百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料 191百万円・減価償却費相当額の算定方法リース期間を耐用年数とし、残	(注) 未経過リー 計過間末と 過間、大き 過間、大き 間のでは、 はいでは、 とっと。 はいでは、 はいでは、 とった。 とった。 は、 は、 は、 は、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 と、 と、 と、 に、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と と と と	ース料中間連結会 最高相当額は、未経 斗中間連結会計期 が有形固定資産の 会計期間末残高等 場合が低いため、支 分法によっており 401百万円 当額 401百万円	(注) 未経過リー 相当額は、対 度末残高か 年度末れたの によってお ・支払リース料 ・減価償却費相 ・減価償却費相	- ス料年度末残高 未経過リース料年 (有形固定資産の 高等に占める割合 、支払利子込み法 ります。 376百万円 当額 376百万円
存価額を零とする定額法に よっております。	よっておりま		よっておりま	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失	(減損損失につい	Nて) 左	(減損損失につい 同	· ·
リース員座に配力された。 成長損失 はありませんので、 項目等の記載は 省略しております。	اوا	Ψ	l _D	<u> </u>
		ング・リース取引		
		ング・リース取引		
		「能のものに係る		
	未経過リース 1 年内	、科 334百万円		
	1 年超	334日万円 1,178百万円		
	合計	1,512百万円		

<u>前へ</u> 次へ

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、前連結会計年度末については連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	10,000	10,011	10
地方債	3,090	3,111	21
短期社債			
社債			
その他	28,000	27,961	38
外国債券	28,000	27,961	38
その他			
合計	41,090	41,084	6

- (注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	97,771	132,788	35,016
債券	1,037,185	1,024,411	12,773
国債	553,428	543,421	10,007
地方債	70,070	69,761	309
短期社債			
社債	413,685	411,228	2,456
その他	277,652	280,390	2,741
外国債券	209,615	207,758	1,853
その他	68,036	72,631	4,594
合計	1,412,609	1,437,590	24,984

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。
 - 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,467
非公募事業債	24,795

EDINET提出書類 株式会社 西日本シティ銀行(E03604) 四半期報告書

その他	1,674

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債	3,087	3,122	34
短期社債			
社債			
その他	18,000	18,089	89
外国債券	18,000	18,089	89
その他			
合計	21,087	21,211	123

⁽注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	113,118	116,953	3,835
債券	1,140,135	1,122,578	17,557
国債	522,815	509,624	13,190
地方債	103,444	103,352	91
短期社債			
社債	513,876	509,601	4,274
その他	305,566	288,760	16,806
外国債券	238,478	234,391	4,086
その他	67,088	54,369	12,719
合計	1,558,821	1,528,292	30,528

⁽注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,054
非公募事業債	19,940
その他	1,710

² 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,630百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損処理については、中間期末時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	4,115	18	

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債					
地方債	3,089	3,147	58	58	
短期社債					
社債					
その他	19,000	19,244	244	273	29
外国債券	19,000	19,244	244	273	29
その他					
合計	22,089	22,391	302	332	29

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	102,427	115,595	13,167	20,227	7,059
債券	1,083,089	1,074,770	8,319	3,366	11,685
国債	533,736	525,529	8,206	1,416	9,623
地方債	76,105	76,280	175	248	73
短期社債					
社債	473,248	472,959	288	1,700	1,989
その他	282,038	273,344	8,691	2,793	11,485
外国債券	210,789	208,851	1,936	967	2,903
その他	71,248	64,493	6,755	1,826	8,581
合計	1,467,555	1,463,710	3,843	26,387	30,231

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損) 1 百万円は含まれておりません。
 - 4 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて2,340百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損処理については、期末時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
国債	10,000	10,211	211

(売却の理由) 連結子会社である長崎銀行における金利リスク軽減のため

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	195,339	4,049	1,911

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	16,473
非公募事業債	20,446
その他	1,742

7 保有目的を変更した有価証券

連結子会社である長崎銀行において、当連結会計年度中に金利リスク軽減のため、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、残り全ての満期保有目的の債券4,000百万円について保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券は2百万円、少数株主持分は0百万円及びその他有価証券評価差額金は2百万円それぞれ減少しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1 年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	332,289	405,831	231,075	125,569
国債	127,757	206,044	70,479	121,247
地方債	35,465	40,565	3,339	
短期社債				
社債	169,066	159,222	157,256	4,321
その他	2,244	107,469	120,349	9,163
外国債券	1,917	96,547	109,844	
その他	327	10,922	10,505	9,163
合計	334,533	513,301	351,425	134,733

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,001	

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,004	1,004	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	6,872		

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の 信託	1,000	1,000			

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	24,984
その他有価証券	24,984
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	8,637
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	16,346
()少数株主持分相当額	160
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	16,508

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	30,528
その他有価証券	30,528
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	12,247
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,280
()少数株主持分相当額	559
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	17,721

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,843
その他有価証券	3,843
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	2,328
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,515
()少数株主持分相当額	529
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0

その他有価証券評価差額金	986
--------------	-----

<u>前へ</u> 次へ

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
HT 2166	通貨先物			
取引所	通貨オプション			
	通貨スワップ	176,147	312	312
 店頭	為替予約	3,968	13	13
冶筑 	通貨オプション	50,329		266
	その他			
	合計		326	593

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金 銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているも のについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。
- (4)債券関連取引(平成19年9月30日現在)該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在) 該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物			
取引所	通貨オプション			
	通貨スワップ	244,059	518	518
	為替予約	5,045	25	25
店頭	通貨オプション	107,584		697
	その他			
	合計		543	1,241

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在) 該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っている期中取引実績または残高のあるデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連:金利スワップ取引

通貨関連:先物為替取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

債券関連:債券先物取引、債券オプション取引

株式関連:株価指数先物取引、株価指数先物オプション取引

なお、デリバティブ取引は当行以外では連結子会社のうち1社で一部の負債について金利ス ワップ取引を行っております。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を主として保有資産・負債に係るリスクマネジメント手段として活用するとともに、一方では、トレーディング業務での収益獲得のために活用することとしております。

(3) 利用目的

利用目的としては、オン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引、及びトレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とした取引であります。

又、当行はデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しておりますが、その内容としましては以下のとおりであります。

ヘッジ手段とヘッジ対象

主として、金利スワップによる固定金利貸出、満期繰上特約付定期預金(コーラブル預金) 等の金利変動リスクに対するヘッジ及び先物為替等による外貨建金融資産・負債の為替変 動リスクに対するヘッジであります。

ヘッジ方針

ヘッジ会計の適用にあたっては、「ヘッジ会計に関する運営ル・ル」に基づき、繰延ヘッジを採用し、主に金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ対象の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性を評価しております。又、包括ヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、継続的に特例処理の要件を検討することにより、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係る各種リスクの内容

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少するリスクであります。

信用リスク

信用リスクとは、取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被るリスクであります。

特殊な取引のリスク

当行は、特殊な取引のリスクを有するデリバティブ取引はありません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行でのデリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。

当該ルールではデリバティブ取引の利用範囲、権限、責任、手続、限度枠、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等経営陣に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

- 2 取引の時価等に関する事項
 - (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在) 該当ありません。
 - (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建				
取引所	買建				
4X 517/1	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ	195,965	182,803	392	392
	為替予約				
	売建	3,256		94	94
	買建	2,955		17	17
作品	通貨オプション				
店頭 	売建	36,714	30,169	2,802	940
	買建	36,714	30,169	2,802	1,396
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			468	924

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外 貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されてい るものについては、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
- (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在) 該当ありません。



(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 該当ありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 該当ありません。

<u>前へ</u>

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	88,355	4,157	92,513		92,513
(2) セグメント間の 内部経常収益	330	4,849	5,180	(5,180)	
計	88,686	9,007	97,694	(5,180)	92,513
経常費用	73,344	7,533	80,878	(7,495)	73,382
経常利益	15,342	1,473	16,815	2,315	19,131

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業区分の主な事業内容
 - (1) 銀行業務......銀行業
 - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	86,130	4,079	90,209		90,209
(2) セグメント間の 内部経常収益	305	4,709	5,014	(5,014)	
計	86,435	8,788	95,224	(5,014)	90,209
経常費用	84,753	8,705	93,459	(11,532)	81,927
経常利益	1,682	82	1,765	6,517	8,282

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業区分の主な事業内容
 - (1) 銀行業務......銀行業
 - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益 	172,733	8,180	180,914		180,914
(2) セグメント間の内部 経常収益	651	9,603	10,254	(10,254)	
計	173,384	17,783	191,168	(10,254)	180,914
経常費用	145,779	15,076	160,856	(11,114)	149,741
経常利益	27,605	2,707	30,312	860	31,172

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業区分の主な事業内容
 - (1) 銀行業務......銀行業
 - (2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	312.91	284.37	299.81
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	8.58	9.59	17.46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	7.91	8.62	16.58

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	309,704	287,013	299,538
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	60,766	60,813	61,035
うち少数株主持分	25,766	25,813	25,615
うち第一回優先株式の 発行価額	35,000	35,000	35,000
うち第一回優先株式の 優先配当額			420
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(百万円)	248,937	226,200	238,502
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の株(千株)	795,538	795,425	795,495

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額		主 十成19年9月30日)	主 十成20年9月30日)	主 十成20年 3 月31日)
中間(当期)純利益	百万円	6,831	7,632	14,316
普通株主に帰属しない金 額	百万円			420
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円			420
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	6,831	7,632	13,896
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	795,591	795,468	795,552
潜在株式調整後1株当た リ 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円			420
うち優先配当額	百万円			420
普通株式増加数	千株	67,829	89,697	67,829
うち第一回優先株式	千株	67,829	89,697	67,829

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

COUXUN		(単位:百万円)
		当第2四半期連結会計期間
		(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益		45,478
資金運用収益		35,651
(うち貸出金利息)		(29,590)
(うち有価証券利息配当金)		(5,732)
信託報酬		0
役務取引等収益		7,767
特定取引収益		24
その他業務収益		1,473
その他経常収益		561
経常費用		47,357
資金調達費用		6,833
(うち預金利息)		(5,079)
役務取引等費用		2,360
その他業務費用		3,321
営業経費		21,201
その他経常費用	1	13,640
経常損失()		1,878
特別利益		172
償却債権取立益		172
特別損失		776
固定資産処分損		410
減損損失		338
その他の特別損失		27
税金等調整前四半期純損失()		2,481
法人税、住民税及び事業税	2	3,911
法人税等合計		3,911
少数株主損失()		193
四半期純利益		1,623

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

- 1 その他経常費用には、貸出金償却6,963百万円及び 貸倒引当金繰入額3,955百万円を含んでおります。
- 2 法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に 含めて表示しております。

(2) その他

該当事項なし。

3 【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	270,701	182,698	185,030
コールローン	6,078	6,408	6,184
買入金銭債権	16,724	14,721	15,666
特定取引資産	1,129	3,741	4,113
金銭の信託	17,070	7,940	7,872
有価証券	1, 7, 14 1,527,841	1, 7, 14 1,588,554	1, 7, 14 1,529,225
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,556,969	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,708,626	2, 3, 4, 5, 6, 8 4,677,165
外国為替	6 1,521	6 1,312	6 1,262
その他資産	37,567	39,179	7 38,054
有形固定資産	9, 10, 11	9, 10 117,758	9, 10, 11 117,521
無形固定資産	3,062	2,675	3,158
繰延税金資産	59,112	74,215	64,236
支払承諾見返	77,727 14	69,753	71,548
貸倒引当金	51,362	59,496	57,092
投資損失引当金	15,256	14,116	12,400
資産の部合計	6,626,925	6,743,973	6,651,546
負債の部			
預金	5,770,299	5,887,481	5,833,267
譲渡性預金	161,975	126,330	83,817
コールマネー	28,111	76,116	7 101,960
債券貸借取引受入担保金	115,681	104,696	76,586
借用金	7, 12 46,040	72,523	7, 12 62,017
外国為替	172	38	117
社債	13 82,000	82,000	82,000
信託勘定借	4	5	5
その他負債	24,420	29,192	27,549
未払法人税等		261	323
リース債務		111	
その他の負債		28,819	
退職給付引当金	11,733	10,667	11,165
役員退職慰労引当金	655	717	720
時効預金払戻損失引当金	635	701	759
偶発損失引当金	-	869	405
再評価に係る繰延税金負債	9 22,528	9 22,241	9 22,279
支払承諾	14 77,727	69,753	71,548
負債の部合計	6,341,988	6,483,333	6,374,200

四半期報告書

(単位:百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	85,745	85,745	85,745
資本剰余金	85,684	85,684	85,684
資本準備金	85,684	85,684	85,684
利益剰余金	70,272	78,447	79,707
利益準備金	61	61	61
その他利益剰余金	70,210	78,386	79,645
圧縮積立金	4	3	4
別途積立金	59,693	76,039	59,693
繰越利益剰余金	10,513	2,342	19,948
自己株式	587	614	597
株主資本合計	241,114	249,263	250,539
その他有価証券評価差額金	15,034	16,998	1,620
繰延へッジ損益	8	2	2
土地再評価差額金	28,796	9 28,372	9 28,428
評価・換算差額等合計	43,822	11,376	26,806
純資産の部合計	284,937	260,639	277,346
負債及び純資産の部合計	6,626,925	6,743,973	6,651,546

3,024

1,884

32,642

13,214

19,361

66

(単位:百万円)

(2)【中間損益計算書】

特別利益

特別損失

税引前中間純利益

法人税等調整額

法人税等合計 中間純利益

法人税、住民税及び事業税

前事業年度の 前中間会計期間 当中間会計期間 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 経常収益 84,888 82,741 165,662 資金運用収益 66,508 132,141 66,463 (うち貸出金利息) 54,458 54,724 109,413 11,402 (うち有価証券利息配当金) 21,760 11,471 信託報酬 10 5 5 13,400 役務取引等収益 12,747 26,382 特定取引収益 91 89 118 その他業務収益 1,784 2.070 2,908 その他経常収益 3,143 1,319 4,101 経常費用 66,401 80,169 134,160 資金調達費用 12,971 13,086 26,104 (うち預金利息) 7,600 9,439 16,269 役務取引等費用 5,791 5,630 11,419 その他業務費用 1,232 3,551 2,831 営業経費 37,145 37,699 74,490 9,261 20,201 19,314 その他経常費用 経常利益 18,486 2,571 31,502

1,022

1,271

18,237

7,895

10,292

49

428

648

52

8

61

2,290

2,351

(単位:百万円)

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前事業年度の 前中間会計期間 当中間会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 至 平成20年9月30日) 至 平成20年3月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 85,745 85,745 85,745 当中間期変動額 当中間期変動額合計 85,745 85,745 85,745 当中間期末残高 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 85,684 85,684 85,684 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 85,684 85,684 85,684 資本剰余金合計 前期末残高 85,684 85,684 85,684 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 85,684 85,684 85,684 利益剰余金 利益準備金 前期末残高 6 61 6 当中間期変動額 利益準備金の積立 55 55 55 55 当中間期変動額合計 当中間期末残高 61 61 61 その他利益剰余金 圧縮積立金 前期末残高 4 当中間期変動額 圧縮積立金の取崩 0 0 0 当中間期変動額合計 0 0 0 当中間期末残高 4 3 4 別途積立金 前期末残高 43,255 59,693 43,255 当中間期変動額 別途積立金の積立 16,438 16,346 16,438 当中間期変動額合計 16,438 16,346 16,438 当中間期末残高 59,693 76,039 59,693 繰越利益剰余金 前期末残高 20,096 19,948 20,096 当中間期変動額 剰余金の配当 3,602 3,601 3,602

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
利益準備金の積立	55	-	55
圧縮積立金の取崩	0	0	0
別途積立金の積立	16,438	16,346	16,438
中間純利益	10,292	2,290	19,361
自己株式の処分	1	4	3
土地再評価差額金の取崩	221	55	589
当中間期変動額合計	9,582	17,605	148
当中間期末残高	10,513	2,342	19,948
利益剰余金合計		·	·
前期末残高	63,362	79,707	63,362
当中間期変動額	,	,	,
剰余金の配当	3,602	3,601	3,602
利益準備金の積立	-		· -
圧縮積立金の取崩	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-
中間純利益	10,292	2,290	19,361
自己株式の処分	1	4	3
土地再評価差額金の取崩	221	55	589
当中間期変動額合計	6,910	1,259	16,345
当中間期末残高	70,272	78,447	79,707
自己株式			
前期末残高	540	597	540
当中間期変動額			
自己株式の取得	54	27	69
自己株式の処分	7	10	13
当中間期変動額合計	46	16	56
当中間期末残高	587	614	597
株主資本合計		011	371
前期末残高	234.250	250.539	234,250
当中間期変動額	234,230	230,337	254,250
剰余金の配当	3,602	3,601	3,602
中間純利益	10,292	2,290	19,361
自己株式の取得	54	27	69
自己株式の処分	6	6	9
土地再評価差額金の取崩	221	55	589
当中間期変動額合計	6,864	1,276	16,288
当中間期未残高			<u> </u>
コヤ间朔不伐同	241,114	249,263	250,539

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	24,293	1,620	24,29
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,258	15,377	25,91
当中間期変動額合計	9,258	15,377	25,91
当中間期末残高	15,034	16,998	1,62
繰延へッジ損益			
前期末残高	43	2	4.
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	34	4	4
当中間期変動額合計	34	4	4
当中間期末残高	8	2	
土地再評価差額金			
前期末残高	29,018	28,428	29,01
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	221	55	58
当中間期変動額合計	221	55	58
当中間期末残高	28,796	28,372	28,42
評価・換算差額等合計			
前期末残高	53,268	26,806	53,26
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,446	15,429	26,46
当中間期変動額合計	9,446	15,429	26,46
当中間期末残高	43,822	11,376	26,80
純資産合計	<u> </u>	<u> </u>	·
前期末残高	287,519	277,346	287,51
当中間期変動額			
剰余金の配当	3,602	3,601	3,60
中間純利益	10,292	2,290	19,36
自己株式の取得	54	27	6
自己株式の処分	6	6	
土地再評価差額金の取崩	221	55	58
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,446	15,429	26,46
当中間期変動額合計	2,581	16,706	10,17
当中間期末残高	284,937	260,639	277,34

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
 1 特定取引資産・負	金利、通貨の価格、有価証	<u> 至 午成20年9月30日)</u> 金利、通貨の価格、金融商	金利、通貨の価格、有価証
債の評価基準及び	券市場における相場その	品市場における相場その	券市場における相場その
収益・費用の計上	他の指標に係る短期的な	他の指標に係る短期的な	他の指標に係る短期的な
基準	変動、市場間の格差等を利	変動、市場間の格差等を利	変動、市場間の格差等を利
	用して利益を得る等の目	用して利益を得る等の目	用して利益を得る等の目
	的(以下「特定取引目	的(以下「特定取引目的」	的(以下「特定取引目的」
	的」)の取引については、	という。)の取引について	という。)の取引について
	取引の約定時点を基準と	は、取引の約定時点を基準	は、取引の約定時点を基準
	し、中間貸借対照表上「特	とし、中間貸借対照表上	とし、貸借対照表上「特定
	定取引資産」及び「特定	「特定取引資産」及び	取引資産」及び「特定取
	取引負債」に計上すると	「特定取引負債」に計上	引負債」に計上するとと
	ともに、当該取引からの損	するとともに、当該取引か	もに、当該取引からの損益
	益を中間損益計算書上	らの損益を中間損益計算	を損益計算書上「特定取
	「特定取引収益」及び	書上「特定取引収益」及	引収益」及び「特定取引
	「特定取引費用」に計上	び「特定取引費用」に計	費用」に計上しておりま
	しております。	上しております。	す 。
	特定取引資産及び特定取	特定取引資産及び特定取	特定取引資産及び特定取
	引負債の評価は、有価証券	引負債の評価は、有価証券	引負債の評価は、有価証券
	及び金銭債権等について	及び金銭債権等について	及び金銭債権等について
	は中間決算日の時価によ	は中間決算日の時価によ	は決算日の時価により、先
	り、先物・オプション取引	り、先物・オプション取引	物・オプション取引等の
	等の派生商品については	等の派生商品については	派生商品については決算
	中間決算日において決済	中間決算日において決済	日において決済したもの
	したものとみなした額に	したものとみなした額に	とみなした額により行っ
	より行っております。	より行っております。	
	また、特定取引収益及び	また、特定取引収益及び	また、特定取引収益及び
	特定取引費用の損益計上	特定取引費用の損益計上	特定取引費用の損益計上
	は、当中間会計期間中の受	は、当中間会計期間中の受	は、当事業年度中の受払利
	払利息等に、有価証券、金	払利息等に、有価証券、金	息等に、有価証券、金銭債
	銭債権等については前事	銭債権等については前事	権等については前事業年
	業年度末と当中間会計期	業年度末と当中間会計期	度末と当事業年度末にお
	間末における評価損益の	間末における評価損益の	ける評価損益の増減額を、
	増減額を、派生商品につい	増減額を、派生商品につい	派生商品については前事
	ては前事業年度末と当中	ては前事業年度末と当中	業年度末と当事業年度末
	間会計期間末におけるみ	間会計期間末におけるみ	未午度水と当事来午度水 におけるみなし決済から
	なし決済からの損益相当	なし決済からの損益相当	の損益相当額の増減額を
	額の増減額を加えており	額の増減額を加えており	加えております。
	競の塩減額を加えてのり ます。	はい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	MH/C C 03 .7 C 3 .
	A y 0	Ф У (l

2 有価証券の評価基	(1) 有価証券の評価は、満	(1)	同	左	(1) 有価証券の評価は、満
準及び評価方法	期保有目的の債券につ				期保有目的の債券につ
	いては移動平均法によ				いては移動平均法によ
	る償却原価法(定額法)、				る償却原価法(定額法)、
	子会社株式及び関連会				子会社株式及び関連会
	社株式については移動				社株式については移動
	平均法による原価法、そ				平均法による原価法、そ
	の他有価証券のうち時				の他有価証券のうち時
	価のあるものについて				価のあるものについて
	は中間決算日の市場価				は決算日の市場価格等
	格等に基づく時価法(売				に基づく時価法(売却原
	却原価は移動平均法に				価は移動平均法により
	より算定)、時価のない				算定)、時価のないもの
	ものについては移動平				については移動平均法
	均法による原価法又は				による原価法又は償却
	償却原価法により行っ				原価法により行ってお
	ております。				ります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	なお、その他有価証券の	포 17,020구 271300급)	なお、その他有価証券の
	評価差額については、全		評価差額については、全
	部純資産直入法により		部純資産直入法により
	処理しております。		処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目	(2) 同 左	(2) 同 左
	的とする単独運用の金	(=) 13 =	(=) 13 ±
	銭の信託において信託		
	財産として運用されて		
	いる有価証券の評価は、		
	時価法により行ってお		
	ります。		
3 デリバティブ取引	デリバティブ取引(特定	同 左	同 左
の評価基準及び評	取引目的の取引を除く)の		
価方法	評価は、時価法により行っ		
	ております。		
4 固定資産の減価償	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産(リース	(1) 有形固定資産
却の方法	有形固定資産は、定率法	資産を除く)	有形固定資産は、定率法
	(ただし、平成10年4月	有形固定資産は、定率法	(ただし、平成10年4月
	1日以後に取得した建	(ただし、平成10年4月	1日以後に取得した建
	物(建物附属設備を除	1日以後に取得した建	物(建物附属設備を除
	く。)については定額法)	物(建物附属設備を除	く。)については定額法)
	を採用し、年間減価償却	く。)については定額法)	を採用しております。
	費見積額を期間により	を採用し、年間減価償却	なお、主な耐用年数は次
	按分し計上しておりま	費見積額を期間により	のとおりであります。
	す。	按分し計上しておりま	建物:3年~60年
	なお、主な耐用年数は次	す 。	動産:2年~20年
	のとおりであります。	また、主な耐用年数は次	
	建物:3年~60年	のとおりであります。	
	動産:2年~20年	建 物:3年~60年	
		その他:2年~20年	
	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産(リース	(2) 無形固定資産
	無形固定資産の減価償	資産を除く)	同左
	却は、定額法により償却	無形固定資産は、定額法	
	しております。なお、自	により償却しておりま	
	社利用のソフトウェア	す。なお、自社利用のソ	
	については、行内におけ	フトウェアについては、	
	る利用可能期間(5年)	行内における利用可能	
	に基づいて償却してお	期間(5年)に基づいて	
	ります。	償却しております。	
		(3) リース資産	
		所有権移転外ファイナ	
		ンス・リース取引に係	
		る「有形固定資産」及	
		び「無形固定資産」中	
		のリース資産は、リース	
		期間を耐用年数とした	
		定額法によっておりま	
		す。なお、残存価額につ	
		いては零としておりま *	
		す。	

	公本明人制即明	火中田스티田田	兰事 署左 安
	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日	前事業年度 (自 平成19年4月1日
	至 平成19年9月30日)	至 平成20年 9 月30日)	至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	貸倒引当金は、予め定め	貸倒引当金は、予め定め	貸倒引当金は、予め定め
	ている償却・引当基準	ている償却・引当基準	ている償却・引当基準
	に則り、次のとおり計上	に則り、次のとおり計上	に則り、次のとおり計上
	しております。	しております。	しております。
	破産、特別清算等、法的	破産、特別清算等、法的	破産、特別清算等、法的
	に経営破綻の事実が発	に経営破綻の事実が発	に経営破綻の事実が発
	生している債務者(以下	生している債務者(以下	生している債務者(以下
	「破綻先」という。)に	「破綻先」という。)に	「破綻先」という。)に
	係る債権及びそれと同	係る債権及びそれと同	係る債権及びそれと同
	等の状況にある債務者	等の状況にある債務者	等の状況にある債務者
	(以下「実質破綻先」と	(以下「実質破綻先」と	(以下「実質破綻先」と
	いう。)に係る債権につ	いう。)に係る債権につ	いう。)に係る債権につ
	いては、以下のなお書き	いては、以下のなお書き	いては、以下のなお書き
	に記載されている直接	に記載されている直接	に記載されている直接
	減額後の帳簿価額から、	減額後の帳簿価額から、	減額後の帳簿価額から、
	担保の処分可能見込額	担保の処分可能見込額	担保の処分可能見込額
	及び保証による回収可	及び保証による回収可	及び保証による回収可
	能見込額を控除し、その	能見込額を控除し、その	能見込額を控除し、その
	残額を計上しておりま	残額を計上しておりま	残額を計上しておりま
	す。また、現在は経営破	す。また、現在は経営破	す。また、現在は経営破
	に に	によるに、現在は経営版 にないが、今後	に
	経営破綻に陥る可能性	経営破綻に陥る可能性	経営破綻に陥る可能性
	が大きいと認められる	が大きいと認められる	が大きいと認められる
		債務者(以下「破綻懸念	債務者(以下「破綻懸念
	先」という。)に係る債	先」という。)に係る債	先」という。)に係る債
	権については、債権額か	権については、債権額か	権については、債権額か
	ら、担保の処分可能見込	ら、担保の処分可能見込	ら、担保の処分可能見込
	額及び保証による回収	額及び保証による回収	額及び保証による回収
	可能見込額を控除し、そ	可能見込額を控除し、そ	可能見込額を控除し、そ
	の残額のうち、債務者の	の残額のうち、債務者の	の残額のうち、債務者の
	支払能力を総合的に判	支払能力を総合的に判	支払能力を総合的に判
	断し必要と認める額を	断し必要と認める額を	断し必要と認める額を
	計上しております。	計上しております。	計上しております。
	破綻懸念先及び貸出条	破綻懸念先及び貸出条	破綻懸念先及び貸出条
	件緩和債権等を有する	件緩和債権等を有する	件緩和債権等を有する
	債務者で与信額が一定	債務者で与信額が一定	債務者で与信額が一定
	額以上の大口債務者の	額以上の大口債務者の	額以上の大口債務者の
	うち、債権の元本の回収	うち、債権の元本の回収	うち、債権の元本の回収
	及び利息の受取りに係	及び利息の受取りに係	及び利息の受取りに係
	るキャッシュ・フロー	るキャッシュ・フロー	るキャッシュ・フロー
	を合理的に見積もるこ	を合理的に見積もるこ	を合理的に見積もるこ
	とができる債権につい	とができる債権につい	とができる債権につい
	ては、当該キャッシュ・	ては、当該キャッシュ・	ては、当該キャッシュ・
	フローを貸出条件緩和	フローを貸出条件緩和	フローを貸出条件緩和
	実施前の約定利子率で	実施前の約定利子率で	実施前の約定利子率で
	割引いた金額と債権の	割引いた金額と債権の	割引いた金額と債権の
	帳簿価額との差額を貸	帳簿価額との差額を貸	帳簿価額との差額を貸
	倒引当金とする方法	倒引当金とする方法	倒引当金とする方法
	(キャッシュ・フロー見	(キャッシュ・フロー見	(キャッシュ・フロー見
	積法)により引き当てて	積法)により引き当てて	積法)により引き当てて
	おります。	おります。	おります。

うち、将来キャッシュ・ フローを合理的に見積 もることが困難な債務 者に対する債権につい ては、個別的に残存期間 を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を対する	F4月1日 F3月31日) C口債務者の
また、当該大口債務者の うち、将来キャッシュ・ フローを合理的に見積 もることが困難な債務 者に対する債権につい ては、個別的に残存期間 を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を割除する を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を算定し、その残存期間を対象が表する。	大口債務者の ・理の ・理の ・理の ・理の ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で ・で
うち、将来キャッシュ・ うち、将来キャッシュ・ うち、将来キャッシュ・ フローを合理的に見積 フローを合理的に見積 モることが困難な債務 もることが困難な債務 者に対する債権につい 者に対する債権につい 者に対する ては、個別的に残存期間 で算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間	デャッシュ・ 理的に見 角 横に で で で で で で で で で で の で の で の で の で の
フローを合理的に見積 フローを合理的に見積 フローを合 もることが困難な債務 もることが困難な債務 もることが 者に対する債権につい 者に対する債権につい 者に対する ては、個別的に残存期間 ては、個別的に残存期間 では、個別的 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、そ	理的に見積 困難な債務 債権につい りに残存期間 その残存期間 今後の一定
もることが困難な債務 もることが困難な債務 もることが 者に対する債権につい 者に対する債権につい 者に対する ては、個別的に残存期間 ては、個別的に残存期間 では、個別的 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、そ	困難な債務 債権につい 的に残存期間 その残存期間 今後の一定
者に対する債権につい 者に対する債権につい 者に対する ては、個別的に残存期間 ては、個別的に残存期間 では、個別的 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、そ	債権につい 的に残存期間 その残存期間 今後の一定
ては、個別的に残存期間 ては、個別的に残存期間 ては、個別的 を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、そ	かに残存期間 その残存期間 今後の一定
を算定し、その残存期間 を算定し、その残存期間 を算定し、そ	その残存期間 今後の一定
	今後の一定
│ に対応する今後の一定 │ に対応する今後の一定 │ に対応する	る予想損失
┃ 期間における予想損失 ┃ 期間における予想損失 ┃ 期間におけ	
額を引き当てておりま 額を引き当てておりま 額を引き当	てておりま
す。 す。 す。	
上記以外の債権につい 上記以外の債権につい 上記以外の債権につい 上記以外の	債権につい
┃ ては、過去の一定期間に ┃ ては、過去の一定期間に ┃ ては、過去の	D一定期間に
おける貸倒実績から算│おける貸倒実績から算│おける貸倒	実績から算
出した貸倒実績率等に 出した貸倒実績率等に 出した貸倒	実績率等に
┃ 基づき計上しておりま ┃ 基づき計上しておりま ┃ 基づき計上	しておりま
す。 す。 す。	
┃ すべての債権は、資産の ┃ すべての債権は、資産の ┃ すべての債	権は、資産の
	準に基づき、
┃	署が資産査
定を実施し、当該部署か 定を実施し、当該部署か 定を実施し、	当該部署か
	資産監査室
	を監査して
	定結果に基
	己の引当を
行っております。 行っております。 行っており	
	た及び実質破
	る担保・保
	については、
	担保の評価
	による回収
	められる額
	:残額を取立
	として債権
	減額してお
	類は29,849百
万円であります。 万円であります。 万円であります。 万円であります。	
(2) 投資損失引当金 (2) 投資損失引当金 (2) 投資損失引	
(2) 投資境人引当金 (2) 投資境人引当金 (2) 投資債人 投資損失引当金は、投資 同 左 同	
「	т
ため、有価証券及びゴル	
フ会員権等の発行会社	
の財政状態等を勘案し	
の財政状態寺を翻案し	
と必要と認められる領	
で削上してのうみり。	

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
	至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)
	(3) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金
	退職給付引当金は、従業	退職給付引当金は、従業	退職給付引当金は、従業
	員の退職給付に備える	員の退職給付に備える	員の退職給付に備える
	ため、当事業年度末にお	ため、当事業年度末にお	ため、当事業年度末にお
	ける退職給付債務及び	ける退職給付債務及び	ける退職給付債務及び
	年金資産の見込額に基	年金資産の見込額に基	年金資産の見込額に基
	づき、当中間会計期間末	づき、当中間会計期間末	づき、必要額を計上して
	において発生している	において発生している	おります。また、過去勤
	と認められる額を計上	と認められる額を計上	務債務及び数理計算上
	しております。また、過	しております。また、数	の差異の費用処理方法
	去勤務債務及び数理計	理計算上の差異の処理	は以下のとおりであり
	算上の差異の処理方法	方法は以下のとおりで	ます。
	は以下のとおりであり	あります。	過去勤務債務:その発
	ます。	数理計算上の差異:各	生年度の従業員の
	過去勤務債務:その発	発生年度の従業員	平均残存勤務期間
	生年度の従業員の	の平均残存勤務期	内の一定の年数
	平均残存勤務期間	間内の一定の年数	(3年)による定
	内の一定の年数(3	(10年)による定額	額法により損益処
	年)による定額法に	法により按分した	理
	より損益処理	額を、それぞれ発生	数理計算上の差異:各
	数理計算上の差異:各	の翌事業年度から	発生年度の従業員
	発生年度の従業員	損益処理	の平均残存勤務期
	の平均残存勤務期		間内の一定の年数
	間内の一定の年数		(10年)による定額
	(10年)による定額		法により按分した
	法により按分した		額を、それぞれ発生
	額を、それぞれ発生		の翌事業年度から
	の翌事業年度から		損益処理
	損益処理		
	(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金
	役員退職慰労引当金は、	役員退職慰労引当金は、	役員退職慰労引当金は、
	役員への退職慰労金の	役員への退職慰労金の	役員への退職慰労金の
	支払に備えるため、役員	支払に備えるため、役員	支払いに備えるため、役
	に対する退職慰労金の	に対する退職慰労金の	員に対する退職慰労金
	支給見積額のうち、当中	支給見積額のうち、当中	の支給見積額のうち、当
	間会計期間末までに発	間会計期間末までに発	事業年度末までに発生
	生していると認められ	生していると認められ	していると認められる
	る額を計上しておりま	る額を計上しておりま	額を計上しております。
	す。	す。	
ı			

(追加情報)	
役員退職慰労金は支出	
時の費用として処理し	
ておりましたが、「役員	
賞与に関する会計基	
準」(企業会計基準第4	
号平成17年11月29日)の	
適用により役員賞与を	
費用処理することが必	
要になったこと、及び	
「租税特別措置法上の	
準備金及び特別法上の	
引当金又は準備金並び	
に役員退職慰労引当金	
等に関する監査上の取	
扱い」(日本公認会計士	
協会監査・保証実務委	
員会報告第42号平成19	
年4月13日)の公表を契	
機	

		T
前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
として、前事業年度より		
内規に基づく期末要3		
給額を役員退職慰労		
当金として計上する	5	
法に変更しました。	.	
前中間会計期間におり		
て同じ基準によった ¹		
73. 祝可問中間認利風 743百万円それぞれ減少		
いたします。		
(5) 時効預金払戻損失	引 (5) 時効預金払戻損失引	(5) 時効預金払戻損失引
当金	当金	当金
時効預金払戻損失引き		時効預金払戻損失引当
金は、負債計上を中」		金は、負債計上を中止
│ し、利益計上を行ったⅠ		し、利益計上を行った 時効預金の払戻請求に
知慎金の払失請求に1 えるため、過去の払戻		一一
んるため、過去の私法		
られる額を計上して		
ります。	ります。	ております。
(会計方針の変更)		(会計方針の変更)
従来、利益計上した時刻	动	従来、利益計上した時効
預金については、預金を	当	預金については、預金者
からの払戻請求時に	費	からの払戻請求時に費
用として処理しており		用として処理しており
┃ ましたが、「租税特別打		ましたが、「租税特別措
置法上の準備金及び物		置法上の準備金及び特
別法上の引当金又は		別法上の引当金又は準
│ 備金並びに役員退職順 │ 労引当金等に関する!		備金並びに役員退職慰
労りヨ並寺に関りる第 査上の取扱い」(日本2		労引当金等に関する監 査上の取扱い」(日本公
直上の収扱い」(日本) 認会計士協会監査・(超工の収扱い」(日本公 認会計士協会監査・保
		証実務委員会報告第42
号平成19年4月1		号平成19年4月13
日)(以下、本報告)が ³		日)(以下、本報告)が平
成19年4月1日以後間		成19年4月1日以後開
始する事業年度から	-	始する事業年度から適
用されることになった	ב	用されることになった
ことに伴い、当中間会		ことに伴い、当事業年度
期間から本報告を適用		から本報告を適用し、過
し、過去の払戻実績に		去の払戻実績に基づき
ブき必要と認められる		必要と認められる額を
額を時効預金払戻損約		時効預金払戻損失引当
│ 引当金として計上し ⁻ │ おります。		金として計上しており ます。
	<u></u>	より。 これにより、従来の方法
に比べ、経常利益は37		に比べ、経常利益は120
万円増加し、税引前中間		百万円、税引前当期純利
純利益は635百万円減少	レ	益は759百万円それぞれ
しております。		減少しております。

	************	V/ ** ==	*=*/
	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	至「成15年 9 7 3 6 6 7 7	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、平成
		保証協会との責任共有	19年10月 1 日に信用保
		制度に係る債権に関し て、将来発生する可能性	証協会の責任共有制度 が開始されたことに伴
		のある負担金支払額を	い、信用保証協会との責
		見積り、必要と認められ る額を計上しておりま	任共有制度に係る債権 に関して、将来発生する
		す。	可能性のある負担金支
			払額を見積り、必要と認 められる額を計上して
			おります。
6 外貨建資産及び負 債の本邦通貨への	外貨建資産・負債は、取 得時の為替相場による円	同左	外貨建資産・負債は、取 得時の為替相場による円
関の本が過剰べの 換算基準	換算額を付す子会社株式		換算額を付す子会社株式
	を除き、中間決算日の為替		を除き、決算日の為替相場
	相場による円換算額を付しております。		による円換算額を付して おります。
7 リース取引の処理	リース物件の所有権が借	所有権移転外ファイナン	リース物件の所有権が借
方法	主に移転すると認められるもの以外のファイナン	ス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成	主に移転すると認められ るもの以外のファイナン
	ス・リース取引について	20年4月1日前に開始す	ス・リース取引について
	は、通常の賃貸借取引に準	る事業年度に属するもの	は、通常の賃貸借取引に準
	│ じた会計処理によってお │ ります。	については、通常の賃貸借 取引に準じた会計処理に	じた会計処理によってお ります。
		よっております。	
8 ヘッジ会計の方法	(イ金融の) (1 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左

1	1	l	I
	┃(口)為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・
	ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
	外貨建金融資産・負債	同左	同左
	から生じる為替変動リ		
	スクに対するヘッジ会		
	計の方法は、「銀行業に		
	おける外貨建取引等の		
	会計処理に関する会計		
	上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協		
	会業種別監査		

 **	V/	<u> </u>
前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報		
告第25号」という。)に 規定する繰延ヘッジに		
よっております。		
ヘッジ有効性評価の方 法については、外貨建金		
銭債権債務等の為替変		
動リスクを減殺する目 的で行う為替スワップ		
取引等をヘッジ手段と		
し、ヘッジ対象である外		
貨建金銭債権債務等に 見合うヘッジ手段の外		
貨ポジション相当額が		
存在することを確認す ることによりヘッジの		
有効性を評価しており		
ます。 また、外貨建子会社株式		
の為替変動リスクを		
ヘッジするため、事前に		
ヘッジ対象となる外貨 建有価証券の銘柄を特		
定し、当該外貨建有価証		
券について外貨ベース で取得原価以上の直先		
負債が存在しているこ		
と等を条件に包括へッ ジとして繰延ヘッジを		
適用しております。		
(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のう	(八)内部取引等 同 左	(八)内部取引等 同 左
ち内部部門間の内部取	四 在	P 生
引については、ヘッジ手		
段として指定している 為替スワップ取引に対		
して、業種別監査委員会		
報告第25号に基づき、恣 意性を排除し厳格な		
ヘッジ運営が可能と認		
められる対外カバー取 引の基準に準拠した運		
営を行っているため、当		
該為替スワップ取引からない。		
ら生じる収益及び費用 は消去せずに損益認識		
又は繰延処理を行って		
おります。 なお、一部の資産・負債		
については、金利スワッ		
プの特例処理を行って おります。		
37 7 5 7 6		l .

9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税の	同 左	同左
理	会計処理は、税抜方式に		
	よっております。		

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		即事業年及 (自 平成19年4月1日
(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(日 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(日 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<u> </u>	
(金融商品に関する会計基準)		(金融商品に関する会計基準)
「金融商品に関する会計基準」		「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号)及び「金融		(企業会計基準第10号)及び「金融
商品会計に関する実務指針」(日本		商品会計に関する実務指針」(日
公認会計士協会会計制度委員会報		本公認会計士協会会計制度委員会
告第14号)等における有価証券の範		■ 報告第14号)等における有価証券 ■
囲に関する規定が一部改正され(平		の範囲に関する規定が一部改正さ
成19年6月15日付及び同7月4日		れ (平成19年6月15日付及び同7
付)、金融商品取引法の施行日以後		月4日付)、金融商品取引法の施行
に終了する事業年度及び中間会計		日以後に終了する事業年度から適
期間から適用されることになった		日の後に終了する事業年度がら過 用されることになったことに伴い。
1 1111 210 = 1=11 = 1 = 1 = 1 = 1		
ことに伴い、当中間会計期間から改		当事業年度から改正会計基準及び
正会計基準及び実務指針を適用し		実務指針を適用しております。
 ております。		
	(リース取引に関する会計基準)	
	所有権移転外ファイナンス・リー	
	ス取引については、従来、賃貸借取	
	引に係る方法に準じた会計処理に	
	よっておりましたが、「リース取引	
	に関する会計基準」(企業会計基準	
	第13号平成19年3月30日)及び	
	「リース取引に関する会計基準の	
	適用指針」(企業会計基準適用指針	
	増加 1 (正業会計	
	,	
	後開始する事業年度から適用され	
	ることになったことに伴い、当中間	
	会計期間から同会計基準及び適用	
	指針を適用しております。	
	なお、これによる中間貸借対照表	
	等に与える影響は軽微であります。	

【表示方法の変更】

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)
	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙 様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府 令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正 され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適 用されることになったことに伴い、当中間会計期間か ら「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債 務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成19年9月30日)

- 1 関係会社の株式及び出資額総 額 56,774百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は9,291百万円、延滞債権額は 113,779百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は15百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は67,376百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

- 1 関係会社の株式及び出資額総 額 51,875百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は10,100百万円、延滞債権額は 123,439百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は13百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は64,464百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前事業年度末 (平成20年3月31日)

- 1 関係会社の株式及び出資額総額 56,757百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は9,881百万円、延滞債権額は 126,659百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸 出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は50百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3カ月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は70,693百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 190,463百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 198,017百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 5 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 207,284百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)

前事業年度末 (平成20年3月31日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基立き金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買と、売却又は再担保きる権利を有しておりますが、その額面金額は、60,097百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産

現金預け金 56百万円 有価証券 277,669百万円 担保資産に対応する債務

> 預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金

> > 115,681百万円

借用金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の 取引の担保あるいは先物取引 証拠金等の代用として、有価 証券129,352百万円を差し入 れております。

子会社、関連会社の借入金 等の担保として差し入れてい るものはありません。

また、その他資産のうち保証金は3,625百万円であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にして処理人というます。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為方は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、53,948百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産

現金預け金 53百万円 有価証券 390,909百万円 担保資産に対応する債務

> 預金 28,149百万円 コールマネー 52,000百万円 債券貸借取引受入担保金

> > 104,696百万円

借用金 33,200百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証券 143,582百万円を差し入れてお ります。

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れている ものはありません。

また、その他資産のうち保証金は3,041百万円であります。

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)によりき金融取引として処理人のおります。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,159百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。
- 担保に供している資産

預け金 59百万円 有価証券 351,540百万円 担保資産に対応する債務

> 預金 21,200百万円 コールマネー 78,100百万円 債券貸借取引受入担保金

> > 76,586百万円

借用金 20,000百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証 拠金等の代用として、有価証券 165,230百万円を差し入れてお ります。

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れている ものはありません。

また、その他の資産のうち保証金は3,510百万円であります。

- 8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上 規定された条件について違反 がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約す る契約であります。 これらの 契約に係る融資未実行残高 は、1,458,437百万円でありま す。このうち原契約期間が1 年以内のもの又は任意の時期 に無条件で取消可能なものが 1,443,802百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもの であるため、融資未実行残高 そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありませ
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がな い限り、一定の限度額まで資金 を貸付けることを約する契約 であります。これらの契約に係 る融資未実行残高は、 1,533,433百万円であります。 このうち原契約期間が1年以 内のもの又は任意の時期に無 条件で取消可能なものが 1,516,471百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもの であるため、融資未実行残高そ のものが必ずしも当行の将来 のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がな い限り、一定の限度額まで資金 を貸付けることを約する契約 であります。これらの契約に係 る融資未実行残高は、 1,464,198百万円であります。 このうち原契約期間が1年以 内のもの又は任意の時期に無 条件で取消可能なものが 1,449,798百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもの であるため、融資未実行残高そ のものが必ずしも当行の将来 のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)

前事業年度末 (平成20年3月31日)

- これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びは、金融付別の変化、債権の保全及びは、自動の変化、債権の保全ときけるるを受けまれる。 一次 契約時においておりをできる。 一次 契約時においてが対し、 契約時においてが対し、 対のでは、 対のでは、 がのでは、 がいるでは、 がいるのが、 ないのでは、 がいるのが、 ないのでは、 がいるのが、 ないのでは、 がいるのが、 ないのでは、 がいるのが、 ないのでは、 はいのでは、 はいのではいいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのではいいでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 は
- 9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰 延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しており ます。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10 有形固定資産の減価償却累計 額

68,633百万円

11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,195百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)

- これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びは、金融情勢の変化、債権の保全及びは、自動を受けることがあるを受けられておりをです。 一次 契約時においておりをもし、必要にの対し、必要に全上の措置を必要に全上の措置を必要に全上の措置によります。
- 9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額にひいては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰 延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10 有形固定資産の減価償却累計 額

66,006百万円

- 9 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に出 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰 延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」とり で純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条価公司等に定める近隣の地域第4号に定める近隣の地域第4号)及び同条第4号に建立ので表域を受けるが、1年のでは基づいて、1年のでは基づいて、1年のでは基づいて、1年のでは基づいて、1年のでは、1年の

26,797百万円

10 有形固定資産の減価償却累計 類

67,335百万円

11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,159百万円

(当事業年度圧縮記帳額

百万円)

- 12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付 借入金41,500百万円が含まれ ております。
- 13 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。
- 12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付 借入金38,500百万円が含まれ ております。
- 13 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。
- 12 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付 借入金41,500百万円が含まれ ております。
- 13 社債は、劣後特約付社債 82,000百万円であります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
前中間会計期間末 (平成19年9月30日) 14 有価証券中の社債のうち、有 価証券の私募(金融商品取引法 第2条第3項)による社債に する当行の保証債務の り、512百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払 承諾及び支払承諾見返にい ては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙 で改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間会計期間において上記相 般を行った場所であります。 前中間会計期間において上記相 般を行った場所でありで支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び支払承諾及び可以表表ののでは、前中間会計期間において上記相	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) 14 有価証券中の社債のうち、有 価証券の私募(金融商品取引法 第2条第3項)による社債に対 する当行の保証債務の額は 16,782百万円であります。	前事業年度末 (平成20年3月31日) 14 有価証券中の社債のうち、有 価証券の私募(金融商品取引法 第2条第3項)による社債に対 する当行の保証債務の額は 19,190百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,786百万円無形固定資産 534百万円2 その他経常費用には、貸出金償却2,832百万円、貸倒引当金繰入額1,960百万円、投資損失引当金繰入額2,349百万円及び株式等償却1,209百万円を含んでおります。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額8,962百万円、貸出 金償却5,370百万円及び株式 等償却2,472百万円を含んで おります。
3 特別損失には、時効預金払戻 損失引当金の計上に伴う過年 度負担額639百万円を含んでお ります。		3 特別損失には、時効預金払戻 損失引当金の計上に伴う過年 度負担金639百万円を含んで おります。

<u>次へ</u>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千

株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,085	124	15	1,194	(注)
合計	1,085	124	15	1,194	

(注) 普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し 請求によるものです。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千

株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,236	92	22	1,306	(注)
合計	1,236	92	22	1,306	

(注) 普通株式の増加92千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し 請求によるものです。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千

株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,085	177	26	1,236	(注)
合計	1,085	177	26	1,236	

(注) 普通株式の増加177千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少26千株は、単元未満株式の買増し 請求によるものです。

<u>次へ</u>

(リース取引関係)

前中間会計(自 平成19年4		当中間会計 (自 平成20年 4			前事業年度 (自 平成19年4月1日	
至 平成19年5		至 平成20年 9		至 平成20年		
		1 ファイナンス・リ				
		(1) 所有権移転外	ファイナンス			
		・リース取引 リース資産の	中容			
		(ア) 有形固定				
		` ,	_{貝圧} 電算機等であ			
		ります。	297 1/2 (3 (0)			
		(イ) 無形固定	資産			
		該当ありま				
			減価償却の方			
		法中国共和共	たせのも bo			
		中間財務諸表 基本となる重要				
		を				
		法」に記載の				
		ます。				
リース物件の所有権		(2) 通常の賃貸借		リース物件の所有権が借主に移転		
すると認められるも		法に準じて会計		すると認められるもの以外のファ		
イナンス・リース取	51	いる所有権移転	外ファイナン	イナンス・リース取	(5)	
 ・リース物件の取	担価額担 出額	ス・リース取引 ・リース物件の取得	3. 佛姑和 4. 姑	・リース物件の取得価額相当額、		
減価償却累計額		減価償却累計額		減価償却累計額相当額及び期		
間会計期間末残		間会計期間末残高		末残高相当額		
取得価額相当額		取得価額相当額		取得価額相当額	İ	
動産	1,244百万円	有形固定資産	8,108百万円	動産	1,292百万円	
その他	百万円	無形固定資産	63百万円	その他	百万円	
合計	1,224百万円	その他	百万円	合計	1,292百万円	
		合計	8,172百万円			
減価償却累計額		減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額		
動産	757百万円	有形固定資産	5,056百万円	動産	849百万円	
その他	百万円	無形固定資産	29百万円	その他	百万円	
合計	757百万円	その他 	百万円	合計	849百万円	
 中間会計期間末	战 享	合計 5,085百万円 中間会計期間末残高相当額		 期末残高相当額		
中间云前期间不 動産	%同怕当領 467百万円	有形固定資産	3,052百万円	期本戏同怕当商 動産	· 443百万円	
その他	百万円	無形固定資産	34百万円	その他	百万円	
合計	467百万円	その他	百万円	合計	443百万円	
40/11/11		合計 3,086百万円				
(注) 取得価額相当額は、未経過		(注) 取得価額相当	·	 (注) 取得価額相当額は、未経過		
リース料中間会計期間末残		リース料中間	会計期間末残	リース料期末残高が有形固		
高が有形固定資産の中間会		高が有形固定		定資産の期末残高等に占め		
	計期間末残高等に占める割		等に占める割	る割合が低いため、支払利子		
	支払利子込み	合が低いため、		込み法によっ	ております。	
法によってお	ります。	法によっており	ノ よす。			

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20	会計期間 年4月1日 年9月30日)	(自 平成19:	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
・未経過リース料中間会計期間		・未経過リース料中間会計期間		・未経過リース料期末残高相当	
末残高相当額	1 1 2 2 1 7 3 1 5	末残高相当額		額	***************************************
1 年内	139百万円	1 年内	629百万円		
1 年超	328百万円	1 年超	2,457百万円	1 年内	188百万円
合計	467百万円	合計	3,086百万円	1 年超	254百万円
				合計	443百万円
(注) 未間 (注) 未間 リ高計 (注) 未間 リ高計 (注) を表末 (注) を表末 (注) を表末 (注) を表末 (注) を表表 (注) を表 (注) を表表 (注) を表 (額は、財産のは、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田で	を	当額 349百万円 当額の算定方法 耐用年数とし、残 とする定額法に ます。 て) 左 ケ ・リース取引 ング・リース取引 不能のものに係る	(注) 未経額高高め、カナスを表別では、有所では、大田のでは、有所では、大田のでは、田のでは、大田のでは、田のでは、大田のでは、田ののでは、大田のでは、田ののでは、大田のでは、田ののでは、大田のでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田のでは、田	ース料期末残高相末残高相末残高相末が高される。 経過リー産のがによりできる。 対子込み法に、 242百万万万万万万万万万万万万万万元。 242百万万万万万万万万万万万万万万万万万元。 242百万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万
		合計	1,512百万円		

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在) 該当ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在) 該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)	至 平成20年3月31日)

EDINET提出書類 株式会社 西日本シティ銀行(E03604) 四半期報告書

L	A	l .

<u>前へ</u>

4 【その他】

信託財産残高表

資産							
科目		前中間会計期間末 (平成19年9月30日) 当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年 3 月31日)			
1111	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
有形固定資産	1,539	90.73	1,539	90.54	1,539	90.33	
銀行勘定貸	4	0.28	5	0.32	5	0.33	
現金預け金	152	8.99	155	9.14	159	9.34	
合計	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00	

負債							
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
包括信託	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00	
合計	1,696	100.00	1,699	100.00	1,703	100.00	

⁽注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 百万円、当中間会計期間末 百万円、前事業年度 百万円

² 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 東 能 利 生業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂本 克治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成20年11月25日

株式会社 西日本シティ銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奥 村 勝 美

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 坂 本 克 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管 しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 東 能 利 生業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 坂 本 克 治 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第98期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成20年11月25日

株式会社 西日本シティ銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奥 村 勝 美

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 坂 本 克 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。